

山形大学大学院社会文化システム研究科紀要 第六号 別刷

平成二十一年八月

地租改正期の農業構造に関する基礎データの検討

—山形県村山地方の立附米調査の史的考察—

岩田 浩太郎

地租改正期の農業構造に関する基礎データの検討

— 山形県村山地方の立附米調査の史的考察 —

岩 田 浩太郎

(文化システム専攻歴史文化領域担当)

はじめに

- 一 山形県地租改正事業における「立附米調査」の意義
 - 二 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の作成過程
 - 三 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史料性格
 - 四 新町村における土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成データの把握
- おわりに

はじめに

本稿は、地租改正期に山形県村山地方で実施された「立附米調査」によって得られたデータの性格や意義について考察することを課題とする。具体的には、山形県が村山地方の各村に作成を命じた明治六年(一八七三)「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」と同年「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」(以下、本稿では「地主書上帳」「小作書上帳」と略す)を取り上げ、その史的な考察をおこなう。

本稿で詳述するように、明治初年の村山地方の農業構造に関する研究

を進めるに際しては、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面をあわせて分析が不可欠である。両帳面をあわせて考察した先行研究には、塚本登氏の北蔵増村(塚野目組)及び田沢村に関する研究がある^{①)}。また、それより早くおこなわれた永井秀夫氏の北蔵増村(北組)に関する先駆的な研究も両帳面を分析しているとされている^{②)}。

戦後の日本地主制史・日本資本主義形成史研究において「地主書上帳」は注目され、土地所有と農業経営の相互関係を一村規模で知りうる全国各地の史料のなかに位置づけられた^{③)}。山形県村山地方を対象とした研究においても、かつての地主制史研究や「世直し状況」論研究において「地主書上帳」は利用され、土地所有と経営規模の相関把握にもとづく

- (1) 塚本登「明治初年における地主的土地所有の存在形態—山形県村山地方明治六年『立付米取調書上帳』の分析—」(『歴史』第四五輯、一九七四年)。
- (2) 永井秀夫「地租改正と寄生地主制—山形県村山地方を中心として—」(宇野弘蔵編『地租改正の研究』上巻、東京大学出版会、一九五七年)。永井論文が依拠した史料名は北蔵増村(北組)の「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」であるが、同氏による帳面内容の説明からすると同帳は「小作書上帳」に相当する部分も合冊しているものと思われる(塚本論文(前掲注①)、二五頁)。
- (3) 中村哲「幕末・明治初年における農民層分解と地主制」(『史料』第四二巻第三号、一九五九年)、安良城盛昭「地主制の展開」(『岩波講座日本歴史第16巻近代3』一九六二年。のち同『天皇制と地主制』下、塙書房、一九九〇年、に所収)、堀江英一編「幕末・維新の農業構造」(岩波書店、一九六三年、巻末の附録「史料目録」)などが、永井氏が分析した北蔵増村(北組)「地主書上帳」に注目した。中村・安良城両氏は永井論文の表データをそれぞれの視角から再加工し活用した。

農民層分解の考察がおこなわれ、豪農—半プロレタリア分解などが検討された⁽⁴⁾。しかし、本稿で詳述し問題を提起するように、「地主書上帳」のみの分析では各戸の農業経営規模は不完全なものとならざるをえず、とくに他村地主の土地を借地している小作経営規模を検証することは不可能である。一九七四年に塚本論文が発表され両帳面を合わせた分析の意義が説かれたにもかかわらず、その後「地主書上帳」「小作書上帳」の総合的分析による事例蓄積が研究史において全く進まなかったのは、学界の問題関心の変化とあいまって両帳面の史料発掘・所在確認—とくに両帳面が揃って残されている事例の確認—が進まなかったことが大きな理由であろう。本稿は、一事例を追加するにとどまるが両帳面が揃って確認できる事例の発掘をはかるものである。また、先行研究で取り上げられた「地主書上帳」「小作書上帳」のなかには、本来両帳面にそれぞれ記載されるべき内容の一部が欠落している帳面(すなわち最終提出版ではない、いわば下書き段階の帳面)があるが、そのことに気づかないまま研究に利用しているケースが見受けられる。こうした研究の状況は、両帳面の作成過程や史的な性格に関する認識がまだ学界で十分に共有されていないことにより生み出されていると考えられる。明治初年の農業構造の実態分析のさらなる前進のためには、両帳面の史的な考察を深めることが求められていると考える。

本稿は、先行研究で検討されてこなかった「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程について考察し、それらの史料的人格と両帳面を総合的に分析することの意義と限界について検討する。また、両帳面の分析における史料操作上の留意点や史的な制約を補完する方法などについても考察し、両帳面の分析法につき検討を深めたい。同時に、あらたに所在を確認できた新町村(現山形県西村山郡河北町谷地)の「地主書上帳」

(4) 青木美智男氏や菅野諭氏の研究など(後掲注⑦⑧参照)。

「小作書上帳」の諸データの解説・整理を實踐し、明治初年の村山地方における一村規模での全戸の土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成に関するデータを提出したい。

一 山形県地租改正事業における「立附米調査」の意義

山形県地租改正事業の過程は、明治五年(一八七二)から明治八年(一八七五)夏にいたる「立附米調査」を主調とする前期と、それ以降の村位地位等級編成方式を主調とする後期とに大きくは区分できる⁽⁵⁾。同事業全体の概要や過程については永井論文などに譲り、本稿では「立附米調査」の意義とその中心となった「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程に焦点をあてて検討したい。

地租改正事業の前期において山形県が地価算定の基準を立附米に求めた諸事情・背景は、大蔵省『租税寮改正局日報』第四十三號追加之二に掲載された「山形縣伺大意」に詳しい⁽⁶⁾。これは明治五年一〇月に山形県が「地券発行交付二付調査方法ヲ草定シ」大蔵省に対して「地券ノ儀ニ付伺書」と題して提出したものである⁽⁷⁾。「山形縣伺大意」のうち、この諸事情・背景を記した前半部分を以下に引用する(引用中の読点は筆者による)。

(5) 永井論文(前掲注②)。山形県地租改正事業については永井論文のほかに、『山形縣農地改革史』(山形県農地開拓課、一九五三年)、『山形県史 農業編下』(第三章第二節、柏倉亮吉執筆、山形県、一九七三年)、伊豆田忠悦「解説 田畑屋鋪立附米取調帳について」(『天童市史編集資料』第二四号、一九八一年)、『山形県史 第四卷 近現代編上』(第一章第三節、森芳三執筆、山形県、一九八四年)などが参考となる。

(6) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』上巻、有斐閣、一九五三年、一一四～一二六頁。

(7) 『山形県史資料篇—明治初期上』(山形県、一九六〇年)、三一六～三一九頁。

当縣所轄羽前國村山最上兩郡并置賜郡之内、村山最上ハ元和年中最上家領知之節之檢地ニテ甚簡陋之致方ニ有之、其地主之持地ハ内外遠近ヲ不論其者居村之高ニ結び候故數ヶ村入會彼是錯乱甚敷ハ五六里他村之地を此村之地ニ定候類不少最モ紛乱ヲ極メ、其後同家収封ニ相成村山郡ハ舊幕并鳥居家之領地ニ分割、於舊幕ハ寛永正保之度再檢地ニ及候得共鳥居家ニテハ檢地不致寛永中定納一紙と唱へ更ニ田畑位訳之高を一紙ニ書裁相渡舊檢地帳引上候ニ付爾來益田籍之根據を失ひ下民自己ニ取調反別帳ヲ以取扱來り、舊幕府再檢鳥居家定納一紙共古規改正之廉ハ無之舊習依然永存シ、其後又々一郡數封ニ分レ此隣法ヲ異ニシ各村稅則ヲ同クセサルヨリ富民ハ多少之金子ヲ以テ地所ヲ買取貧民ハ高ノミ所持いたし居又ハ高五石ノ地ヲ式石と稱シ質流地ニ相渡シ殘三石ヲ空高二テ年々貢米相納居候杯種々之名目ヲ以テ區々之處分膏腴之地悉ク豪富之手ニ兼併セラレ今日ニ至リ生民ノ困窮塗炭ニ迫り候モ自然ノ流弊兼々不堪嗟嘆打過候、然ルニ今般地券被行候ニ付而者古來之檢地帳反別帳ニテ一筆限引當名実相協候地所トテハ寸地モ無之、只々一村之高反別ノミハ割付等ニテ相分り候得共其他ハ一々據信無之ニ付銘々之持地ニ臨ミ丈量仕り候外改正之手段無之、左候而ハ民心之疑懼ヲ醸シ又幾許之幾月を費シ御主意ニも不相協種々訊問ヲ費シ品々工夫ヲ勞シ候處、外ニ良術モ無之候得共古來民俗之成規ニ據リ人民ノ疑懼ヲ不生時月ヲ費サスシテ終ニ其要領ヲ契シ候様可相成哉と存候見込條件左ニ具陳仕候

元來當地方ニ於テハ田畑ノ差別ナク何レモ米取ニテ其小作米ヲ立付米と唱へ（資料備考ヲ除ク之、
音租作徳ノ全料ヲ云、總テ質地又ハ讓渡シ等之節モ其地之反別石高ヲ不用立付米ヲ以テ地價ヲ定メ致取引、既ニ證券上ニも立付何儀場此代金幾許と致記裁候仕來リニテ古來檢地帳反別帳ニ書裁候名數ハ一切不相用全ク実地之作徳ヲ度ト致來候ニ付、今般地券相渡候ニ付而ハ右立付米ヲ準據トナシ取調候得は自然上中下之位及ヒ其廣狹盈縮モ各其實ヲ

得候様相成前文空高之害ハ自ラ除去リ可申儀ニ候間、每村總立付米ヲ地主小作人共双方ヨリ銘々為書出何レモ古來之廉數廉名ニ拘泥不致專ラ當時田地之実益ニ随ヒ精細ニ相改候ハ、衆目之所視實際的然タル儀ニ付右作徳米之全數ヲ算シ代價ヲ定地券ニ書裁之積取調可申哉

但年來當人手作致し立付米定メ無之地又ハ屋敷地不定地等ハ類地之立付米ヲ比準トシ相定、水旱不同ノ地ハ數年之作益ヲ平均立付米數ヲ相定サセ可申哉

代價之高低ハ土地之習俗ニテ立付米老儀ヲ時ノ相場何兩ト積リ其代價ヲ十倍シ地代ヲ定メ候風習ニ相成居候處、其村盛衰肥瘠ニ随ヒ大二高低モ相生シ候事ニ付山寄里方其他地勢民情ニ随ヒ各区画ヲ制シ每区戸長老農等事熟知之者ニ命シ集議入札為申出此区立付十儀場ノ地價幾許ト大凡見積ラセ候上ニテ猶又其地十ヶ年ノ米價ヲ平均通算シ十儀代價幾許之ヲ十倍シテ地價幾許ト定メ右入札ニ参照銘々之地價致確定候積リ、尤も從來切添切開等之地所者立付米ニ籠リ居候得共供上之貢米無之地主之私益ニ相成居候分も此度一同算入地價相定可申哉

右の引用のうち但書の前までが地価算定基準として立附米を採用する諸事情・背景を述べた部分である。その論旨は以下の如くである。

最上家領知時代の檢地は甚だ簡單で粗いものであり、各地主の所持地は内外遠近を問わずその居村の高に結んだため數ヶ村の土地が入り会い錯乱する状態となり五、六里離れた他村の土地をその村の土地に定めることも少なくなく紛乱を極めた。最上家改易の後は村山郡は旧幕府と鳥居家の領地に分割され、旧幕府は寛永・正保期に再檢地を実施したが鳥居家は檢地をせず寛永期に定納一紙（田畑位訳の高を一紙に記載）を渡し旧檢地帳を引き上げたので以後はますます田籍の根拠を失い、下民は自分で調べた反別帳に依り土地の取り扱いをしてきた。旧幕府の再檢地と鳥居家の定納一紙ともに旧規を改正する箇所はなく旧習は依然として

永存した。その後さらに村山郡は複数の領地に分かれ隣領と法を異にし各村の税則も同じではないことから、富民は貧民より高抜地を買い取ったり質流れで集め貧民は空高のみ所持し年貢を払い続けるなど種々の名目をもって区々の処分がおこなわれ肥沃な土地は悉く豪富の民が集積し一般の民の困窮は深刻化している。今回地券改めにつき、古来の検地帳反別帳により一筆毎に照合しても実際と一致する地所は寸地も無く、ただ一村の高反別だけは割付などから分かるがその他は日々証拠がなく信ずることができないので銘々の土地を実際に測量するほか改正の手段はない。しかしそのようなことをおこなっては人々に疑いや懸念をもたれ、また実地の測量にかなりの期間を費やし改正の御主意にかなわなくなるので種々訊問をし様々に検討した結果、ほかに良い方法もないので、古来この土地の民俗の成規により人民に疑いや懸念をもたれず期間も費やさずに改正の要領を得る方法につき見込みを具陳する。元来村山地方においては田畑とも小作料は米で取っており、その小作米を立附米(糞料備質を除く貢租・作徳の合計)と呼び、総て質地や土地譲渡の際はその土地の反別・石高ではなく立附米を基準として地価を決定し取り引きしており、既に証券上でもその土地の立附米とその代金を記載する仕来りとなっており、古来の検地帳反別帳の記載は一切用いず全く実地の作徳を目安としてきたので、今回地券発行にあたっては立附米を基準とし根拠として地価を取り調べるならば自然と土地の等級や広狭・伸縮があってもその実を得ることができ、空高の害についても取り除くことができるので、村毎に総ての立附米を地主と小作人の双方から銘々書き出させ、いづれも古来の(検地帳反別帳の)記載に拘泥しないで当時の田地の実益にしたがい精細に改めるならば多くの人が認める実際の的確な内容となるので作徳米の全数を計算し代価を定めて地券に記載する積もりで取り調べるべきか。

引用部分に続く後半部分では、①反別は「古来之反別ヲ右立付米ニ平

均シ立付一俵ニ反別何程と標準ヲ設ケ右ヲ法トシテ一筆限立付ノ実ニ乗シ反別仕出シ候積」とする反別計算法、②「数村入會彼是混合」している地所の地境分画法、につきそれぞれ県の方針が記されている。

「山形縣伺大意」に対する指令(回答)は、翌明治六年一月一八日付で租税員陸奥宗光よりなされた。指令は、「立付米ヲ根據トシ地價取調候ハ尤之事ニ候得共之ヲ以反別ヲ算出候儀ハ不都合ニ有之」とし、地価算定の基準として立附米を採用することは許可したが、県が提案した反別計算法についてはその結果が実際の面積とは異なるものとなり「地所ハ何れにアルカ難分明渡来落地之弊ヲ醸スヘク」などの理由から却下している。そして、三則からなる地価・村界・反別の各取調基準を指示したが、その第一則で地価算定は「立付米之内貢租ノ除キ全ノ作徳米ヲ標準トシ代價ヲ仕出シ券状可相定事」とされた。これにより作徳米計算の前提として「立附米調査」が中央当局により公認されたといえる。

「山形縣伺大意」に書かれた歴史的経緯が如何なる記録をもとにしたのかは検討の余地があり、山形藩鳥居家の元和検地や同藩保科家の寛永検地などが無視されているなど事実経緯につき少くない誤認がみられる。だが、近世村山地方の土地制度の特徴とその成立経緯の大概をみる上で興味深い内容が含まれており、ともかくも山形県地租改正事業の前期の方針を決める県の状況認識をあらわすものとして重要である。

右に指摘された諸事情・背景に関わる戦後村山地域史研究の諸成果を整理するならば以下の如くである。①村山地方においては太閤検地がおこなわれた形跡がなく、近世前期の幕藩領主の惣検地においても擬制的な石盛が設定された経緯から当地方の石高は収穫高とは懸け離れたものとなったこと、②山形藩の元和・寛永検地ともに村界を地域的に明確にすることなく出入作を属人的に処理したため、いわゆる「村切り」が不

(8) 『明治初年地租改正基礎資料』上巻(前掲注⑥)、一二五頁。

徹底なまま散懸り的な土地関係が存続し一円的な村域が形成されず各村域が複雑に入組錯綜した地域が存在し、他村間の飛地問題も長く尾を引くことになったこと、③近世中後期における村民間の土地譲渡において高抜・畝漬が横行したため、検地帳をはじめ各村が作成した名寄帳・反別帳や宗門人別帳、年貢諸帳簿に載る石高・反別の記載は実際の土地の実態を示すものとはますます言い難い状況となったこと、④これらの条件により、隠地や切添切開地を領主が摘発・掌握することも難しかったこと(地租改正前後で村山地方の反別は五〇〜六〇%増加したと報告される)、⑤そのため近世中後期の在地における土地取引や地主経営においては、公式の土地帳簿に載る石高・反別よりも、各土地の生産力の実勢から経験的に付けられてきた立附米高(当該土地の収穫から小作取分を除いた残りの年貢+地主作徳に当たる。いわば契約小作料に該当。逐次改訂された)を基準としたのが実態であり、土地売買の価格も立附米高ないし地主作徳の一〇倍前後を基準とする慣習も形成されていたこと、などの諸点が重要である。⁹⁾

塚本登氏は、それまでの農民層分解の諸研究において使用されてきた史料の問題点を以下のように総括した。(A)従来、農民の土地所有規模

(9) 永井論文(前掲注②)、塚本論文(前掲注①)、渡辺信夫「村山地方の石盛について」(『歴史の研究』第一四号、一九七二年。のち同『近世東北地域史の研究』清文堂、二〇〇二年。に所収)、同「地主制形成に関する二、三の問題」(『地方史研究』第一八四号、一九八三年)、『山形県史 第二巻 近世編上』(山形県、一九八五年)、ほか。高抜・畝漬の動向については、岩田浩太郎「豪農経営と地域編成(三)——全国市場との関係をふまえて——」(『山形大学紀要(社会科学)』第三三巻第二号、二〇〇三年)で考察した。「山形県同大意」には立附米の一〇倍を地代金とする「土地之習俗」「風習」がみられたとあるが、立附米から貢租を除いた地主作徳米の一〇倍前後を当該土地の資産評価額として採用している事例として、堀米四郎兵衛家をあげることができる(同「豪農堀米家の経営と相続(一)」『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年)。

なお、本文に記した羽州村山地方の土地制度史上の諸事情・背景をふまえた、当地方における近世村成立の特質や土地に対する村共同体規制の実態などに関する実証研究は進んでおらず課題を残している。

(高・反別)を示す史料として用いられてきた諸帳面のデータは、農民の現実の所有規模を示すものではなく領主側が把握したいわば公式的な規模を示すものにすぎず、とくに近世中後期においては両者の乖離は明瞭であること、(B)従来の土地所有・経営規模を示す史料は一村限りのものがほとんどであり、地主的土地所有の展開を知る上で不可欠となる、村外における土地所有・経営の状況が把握できないこと、一方、(C)地主経営帳簿によれば当該地主の村内外における地主的土地所有の実態は把握できるが、逆に村内の全戸の各土地所有・経営規模は把握しえないこと、などを問題点として指摘された。その上で村山地方においては、(A)〜(C)の問題点をほぼ克服しうる史料として「地主書上帳」「小作書上帳」を挙げることができると意義づけられている。¹⁰⁾先にみた村山地方における土地制度史上の諸事情・背景をふまえるならば、この指摘は現在の研究水準においても妥当と考ええる。

山形県地租改正事業の前期における「立附米調査」の成果は明治七八年に各村で作成された「田畑地引帳」に反映された。しかし、同帳面は各筆毎に所有者・地種・反別・立附米額を記載しているが、実際の耕作経営者(直作・小作の別。小作の場合は小作人名)を記していない。

一方、「田畑地引帳」の前提として、地主・小作人双方への調査により作成された明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」には、後述するように、一筆毎の地主名前・小作人名前その他が記載されており判明するので、土地所有と農業経営規模の統一的把握及び地主小作関係の検討をおこなう上では研究上有効であり使用できるといえる。

(10) 塚本論文(前掲注①)、一八〜二〇頁。

二 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」

「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の作成過程

本稿で史的な考察を加える「地主書上帳」「小作書上帳」については、明治六年のいつ頃に提出されたのかをはじめその作成過程に関して先行研究は検討をおこなっていないので、以下にあらたに発掘した史料も使用して検討をおこないたい。

山形県東村山郡中山町岡の柏倉九左衛門家文書のなかに、明治五年八月に山形県地券掛が村山郡の村々へ対して「地主書上帳」「小作書上帳」の各雛形を示し「立附米調査」を命じたことがあきらかとなる史料がある。¹¹⁾ 第一大区小八区の村々へ同区长・副区长より廻達された文書の写である。まず、冒頭の布達を紹介する。

従来所持之地面屋敷田畑山林共地券相渡候ニ付、地主直作并小作共立附米従前之定ニ不拘方今地場適當之正数取調、別紙雛形之通相認一村毎ニ取揃其区戸長ニ而致検査来ル十月晦日迄指出可申候、若地處取隠し又者立付米正当ニ不申出都合之義於有之ハ地所取上ヶ候上、地主小作人者勿論立會戸長迄迄度所置可致候、為得其意小前末々迄心得違無之様吃度可申渡候也

壬申八月 山形縣地券掛

冒頭この布達に続けて「用紙大奉紙 田畑立附米地主名前其外取調書上帳 何村」と用紙・表題の指定がなされ「地主書上帳」の雛形が示された。村高反別・田畑内訳・本免諸引の書上、小前所持地の一筆毎立附米書上、小前持地惣寄・田畑等内訳、当村地所立附惣寄・田畑等内訳、

(11) 山形県東村山郡中山町岡 柏倉桂子氏所蔵柏倉九左衛門家文書。

見取場・鹿野畑・林・山野の書上、の各雛形が記載されている。帳末の文言は「右者当村田畑立附米地主小作人相糺、従前定メニ不拘方今地場適當之立附明細取調奉差上候處、書面之通相違無御座候、以上」とされ、差出人は戸長、宛先は山形縣御役所とされた。廻達中に急いで筆写しているため繰り返しは棒線で略されるなどしている。このうち、小前所持地の一筆毎立附米書上の雛形を次に紹介する。

当村地内
字 何
上田立付
一、米何俵何斗
地主
何之誰 印

(中略)

何村地内
字
上田立付
一、米
小作人
何之誰 印
直作ノ分
何
印

「地主書上帳」の雛形に続き、「用紙大奉紙 田畑立付米小作名前其外取調書上帳 何村」と用紙・表題の指定がなされて「小作書上帳」の雛形が示されている。小作地一筆毎の立附米書上及び小作地立附惣寄の雛形が記載されている。ここでは小作地の一筆毎立附米書上の雛形につ

(12) 地引帳の作成前であるので、この村高反別とその田畑内訳や本免・諸引などの書上には旧来の割付状などに記されている各数値が記載された。

き例示する。

字 何

第何区何村地主

一、田立附米何俵何斗

た れ

一、畑

以上から、山形県地券掛は明治五年八月の段階で村山郡における「立附米調査」の方式につき「地主書上帳」「小作書上帳」の雛形を示すことで村々に提示したことがあきらかとなる。期限は同年一〇月末日までとされた。隠地や不正確な立附米の申告があった場合は地所を取り上げることや当該地主・小作人・戸長の処罰を明記するなど、「立附米調査」を短期間に強行することが布達されたといえる。

大石田四日町の二藤部兵右衛門家では、明治五年九月に「屋敷田畑立附小作人取調帳」（大石田四日町・新大石田村）及び「田畑立附小作人取調帳」（大石田村）を作成し、三ヶ村にある二藤部家の所持地の一筆毎の字名・石高・地目等級・反別・立附米・小作人名を書き上げているので、布達の直後から「立附米調査」が地主により開始されたケースが確認できる。¹³

しかし、「立附米調査」は県の思惑通りには進まなかった。同年一月に第一大区小八区の戸長が見取場・鹿野畑・屋敷地・山畑の立附米の取調方などに関して九ヶ条の伺書を山形県地券掛へ提出している。また、同月に第四大区小二区や小四区の各戸長からも金立附・銭立附の場合の取調方などに関する数ヶ条の伺書が地券掛へ出されている。¹⁴ これらの動

向から、明治五年末までは各村で「立附米調査」が地主などにより開始され検討されたが不明な点が多く地券掛への伺と回答（指示）が頻繁になされた時期とみられる。一月に山形県は取調を督促する布達を村々に出したが、同月に第四大区小八区の田沢村副戸長らが降雪のため来春の雪解けまで調査を猶予してくれとの願書を山形県参事薄井龍之に提出しているように、¹⁵ 本格的な「立附米調査」が軌道に乗るのは翌明治六年の春を待たねばならなかった。

先にみた「山形縣伺大意」は明治五年一〇月に大蔵省に提出されたが、この時期はまさに「立附米調査」の開始期にあたり、村山郡の村々から様々な問い合わせがあり検討がおこなわれていた時期とみられる。県は大蔵省に正式に地価算定基準を立附米に求める山形方式を伺い公認してもらったことで、本格的な「立附米調査」を推進していく意図をもって「山形縣伺大意」を提出したと位置づけられる。

第三大区小三区の山口村「御用御回達萬留帳」によれば、明治六年一月初旬より「重立候村役人」はたびたび同区の大町会所に「立附米取調方之義ニ付急談御座候間」として招集され調査の督促を受けた。先に見たように一月一八日付で租税員陸奥宗光により指令を受け、「山形縣伺大意」のうち立附米を地価算定基準とする山形方式は公認された。この前後より、本格的な「立附米調査」の推進がはかられる。一月一日に松橋村堀米実（明治六年立附米二二四五俵）・漆山村那須弥八（同二二一六俵）・黒沢村渡辺光蔵（同二〇二六俵）・田代村田代發（仁左衛門。同二二三三俵）・山口村伊藤義左衛門（明治四年立附米一一〇八俵）の五

(13) 山形大学附属図書館所蔵二藤部兵右衛門家文書1—1951～1953。
 (14) 同右文書1—4890。
 (15) 『山形県史 資料篇一 明治初期上』（前掲注(7)）、一四九～一五五頁。

(16) 同右、一四九頁。
 (17) 明治大学博物館所蔵山口村文書。以下、第三大区小三区に関する明治六年「立附米調査」の過程は断らない限り明治六年一月「御用御回達萬留帳」及び同年四月「御用御回達萬留帳」による（同文書乙—A—200・205）。その一部が『天童市史編集資料』第一七号（天童市、一九七九年）に翻刻されている。

名の豪農は正服用のうえ県庁へ出頭し、県より地券掛雇に任命された。そして、興膳典事・村井太属らの県官吏員と郡中地券掛が村山郡域を地券取調御用のため巡回する計画が策定され、二月下旬に山形県地券取扱所より三月からの巡回日程が村々に触れられた。その際に同取扱所は「右日次見斗、其村々役人并小前惣代之もの召集置、萬端受指図可申候、尤立附米取調之儀も精々取掛り右巡回以前取纏め置、調方廉々無遺漏得差図候様可致、此段及布達候也」と命じている。地券御用取調の郡中巡回間に合うように「立附米調査」を義務づけることで、その推進が企図されたといえる。その後、三月から四月にかけて地券掛らの郡中巡回は実行され、第三大区小三区では大町会所や出張地券掛より「立附米取調帳」を早期に作成・提出し検査を受けるべきことが繰り返し督促された。しかし、巡回先での地券掛による検査・督促の活動にもかかわらず村々での「立附米調査」はなかなか捗らなかつた。三月一七日には全二ヶ条からなる「地券取調方規則」が村々に廻達されている。一五日には地券掛検査御用に成生村奥山助左衛門が、二七日には地券取調手添に第三大区小三区一等区長である大町村武田勇右衛門が、それぞれ出張地券掛により任命され、同区域の地券取調を補強する人事がおこなわれた。三〇日には地券掛より「地券取調御用二付其区村々巡回立附調帳検査致し候様相達候条、区长始戸長副戸長共、一同得差図、最寄村々休泊所へ集会検査を請候様可致、品寄り呼出相談し候儀も可有之候間、其心得ニテ調方差支不相成様可致」と触れ、四月五日には地券掛伊藤義左衛門が「兼而御達相成候地券御取調二付、村々立附米大豆其外取調為検査明後七日出立、其筋巡回いたし候間、左之日限通相心得、区内村々調方出来

(18) 五名の豪農の立附米の典拠は以下の通り。堀米家については岩田論文(後掲注

(35)、伊藤家については藤田覚「近世後期の村落と豪農経営の動向—羽州村山地方の事例—」(『地方史研究』第一三九号、一九七六年)、他は『天童市史編集資料』第二四号・第二五号(天童市、一九八一年)。

候分持参検査受候様」と区域の村々に触れている。三月後半から四月にかけては村々での「立附米調査」が一定度進捗し、帳面の下書きが提出された場合にはその検査がおこなわれた。そして、帳面の取纏め方及び清書の仕方を統一するために四月一日に「地券検査御役人」より一ヶ条の御達が出された。「地主書上帳」の史的な考察にとって重要な史料であるので、以下に全文を引用する。¹⁹⁾

第一條

一、上中下々等之地位相定候二者区内又ハ村限り村役人重立百姓等衆儀之上可相定者勿論ニ候得共、上田と見込候場所二二ヶ所不宜作毛有之候とも下田と者不相成手入之不行届義二付矢張上田と相定、下田と見込候場所二二ヶ所宜敷作毛有之候共上田二者無之手入行届勤農故之義二付上田二者難定候事

第二條

一、高反別者勿論、字田畑屋敷又ハ地位等従前之書類二不拘、当時地面之模様ニ依而現地之姿ニ應し地場適當之立附米字とも可為取調事

第三條

一、田畑等者管内手廣之儀ニ付地位又ハ地勢ニ随へ格別等差有之候者当然之義ニ候得共、屋敷之儀里方山方又ハ市在等聊之差有之候迄ニ付、立附米莫太之相違可有之謂無之候間、管内目的左之通相定候事但山形上ノ山市中者相除キ、市場模様又ハ取纏居候場所者街道筋等之村々者壹坪ニ付米五合、家裏端々ハ四合方三合迄適宜ニ為認可申、在々村々ハ表屋敷四合方三合迄、山内至り候而者極々山陰といへとも式合方低ク立附調致し間敷候様可為取調候事

(19)

明治六年四月「御用御回達萬留帳」(前掲注(17))。同内容の文書が二藤部兵右衛門家文書(前掲注(13))にも存在する(明治六年四月「各区内村々立附調方評議取究簡条書」、同文書1—489)。

第四條

一、清帳書式之儀者一筆限り同又ハ同断杯と手拔書方ニ不致、最初之
一筆通無籠略可認候事

何村地内

字何

地主

何田

何村

一、立附米何拾何石何斗何升

何々誰 印

此儀何拾何俵何斗何升何合

小作人

但四斗式升入

何々誰

右之通肩書脇書等者細ク可認、且上中下下々等之位ヨリ又ハ相劣り地位又ハ水干損山田山畑見取場取下場萱畑鹿野畑等種々之品々有之、格別相劣り候地面之儀者上中下下々之位附之下タニ干損場ト力取下場カ山畑山田夫々之名目可書入候様可為致候事

第五條

一、今般地方御改正地券御発行ニ就而者、縦令者立附米百俵之地所致所持貢米拾俵位相納、又立附米拾俵場所持いたし貢米九俵余も相納、中二者居屋敷地而已所持いたし貢米拾俵余も相納候様之不公平有之候儀を深ク 御憐察有之、右様之義無之地場相当之税納いたし一般公平相成候様之厚恩召を以地券御発行ニ付、下方難義不相成様其地位ニ寄地代價相定、縦令ハ上田立附米壹俵之金五圓位之御定相成候へハ地位ニ寄壹圓又ハ取下場流作場極早損場等之地所ニ至而ハ右方相下ヶ候地代價之御定メも可有之趣ニ付、立附調之儀ハ不定地ニ候とも無難平年之年柄取立候立附米取調候様可致、若シ右之含も不相弁一己之私欲ニ泥ミ平均割引を以立附仕出、且拾俵場を八俵場と取調候様之儀有之後日相願れ候ニおゐてハ、地所御引上ハ勿論地主村役人共夫々御所置有之、其上最寄隣村迄も地方御檢地ニ相成候ハ、地所失ひ候上村方可及難渋候義ニ付、何れニも実地至当之立附取調

聊之地たり共不隠置取調候様差図可致候事

第六條

一、第十七ヶ條之御規則ニ有之候持主直作之分ハ、地主より書出シ候立附米ニ不拘、隣地主村役人并重立百姓等立会最寄隣地ニ比較し其次第二寄候而者区長をも立会地主致吟味立附相定メ、其地所隣地ト引替耕地いたし候而も差支無之様立附相定メ取調候様可及差図候事

第七條

一、山内村々山畑并鹿野畑之類里方ニ而も極薄地歟山寄之場所ニ而二三反歩之場所江立附米五六升相定候様之地所ハ不都合之立附ニ付、右種類者立附米不相定現地反別相改立附惣計之外書ニ相認メ可申様差図可致候事

第八條

一、見取受田畑熟地之分ハ一筆限り現反別為相改、区长検査之上不相當も無之候ハ、高受地ニ見なし隣地比較相当之貢米可申付筈ニ付、右一筆限り之現反別別冊ニ為書出可申、且又熟地ニ無之分者従前見取受之俵据置候積ニ付、右之分持主有無共ニ現反別立付惣計外書ニ為書出候積り可相心得事

第九條

一、山林又ハ秣場等之義持主有之候分ハ其者之立附惣計外書ニ相認メ別ニ惣計相立可申、尤村持之地所ハ村惣立附之惣計外書ニ相認メ可申事

第十條

何村地内
何庄方ニ元米申付
額カニ元除地カ
字何 元地主
何田 何村
一、立附米何石何斗何升何合 何ノ誰 印

此俵何俵何斗何升何合

小作人何村

但四斗式升入

何ノ誰

右者元朱印地除地共上地之分百姓持地確定之分ハ高内立附調ニ組込候様可及差図事

第十一條

一、去壬申年社寺院境内御改相成候元朱印地并除地共現境内之外上地相成候分ニ限り従前地主不相定分ハ別冊取調候様可相心得事

右者各区内村々立附調之儀区々之調不致同様之調出来候様いたし度、今般評儀之上取究候事

明治六年四月

前書之通御達相成候間小前未々迄無洩申達可被成候、此廻達御請印之上早々順達留村方返却可被成候也

第三大区小三ノ区

一等区長

明治六年

武田勇右衛門印

四月八日

一等副戸長

日野久次郎印

大清水村 成生村 乱川村 神町村 道満村 川原子村 山口村

田麦野村

右村々御役人中

一ヶ條の内容は、主に「地主書上帳」の作成に関わる諸指示からなる。逐条の概要は、「第一條」田畑等級のつけ方、「第二條」地場適當の立附米・字の取り調べ、「第三條」屋敷立附米の調べ方、「第四條」清書の仕方及び雛形、「第五條」地券発行の趣旨と立附調の仕方及び不正な

立附調に対する処罰、「第六條」持主直作地の立附米の定め方、「第七條」山畑・鹿野畑・極薄地などの書き出し方、「第八條」見取受田畑の書き出し方、「第九條」山林・秣場などの取り扱い方、「第十・十一條」元朱印地除地共上地之分の書き出し方、である。前年の明治五年秋から村々より問い合わせのあった諸点も含めて、清書段階を迎えるにあたり、あらためて指示がなされたと位置づけられる。「地主書上帳」にまとめられた「立附米調査」の基準的な方針がここに集約されており、「地主書上帳」の史的な性格を検討する上でも貴重な裏付けとなる。なお、俵表示は一俵〓四斗二升換算と定められた。

この一ヶ條の御達を受けて、村々の「立附米調査」はさらに進められ、四月から五月にかけて地券掛は出張先で小区毎に村役人を集め立附取調方につき諸指示をする活動を繰り返している。第三大区小三区川除会所から五月二五日に村々へ出された廻状には「兼而達置候立付調帳差出方之義東京表方申越候趣も有之、此上御日延等決而不相成日限通差出候様御嚴重被付候間、昼夜精々いたし、来ル廿九日迄無相違差出候様可被成候、若右日限差支候村方有之候ハ、何等之廉ニ而差支候哉云々可被申聞候、当三十日二者隣村隣区突合差出候様可致間、同日心得の村役人中御越可被成候、右可得御意如斯御座候」「追而小作帳者両三日差扣立付帳而巳御差出可被成候」とあり、東京からも「立附調帳」の提出が求められこれ以上の延期をしないように嚴重に命じられたこと、五月二九日を期限として「昼夜精々」帳面作成に努めること、もしも提出が遅れた村にはその理由が問われること、三〇日には隣村隣区之分とあわせて提出したいこと、などが通知されている。「小作帳」(小作書上帳)の提出は二〜三日差し控え、「立付帳」(地主書上帳)のみまず提出すべきであることも通知されている。このことから、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面の作成はほぼ併行して進められており、「地主書上帳」ばかりではなく「小作書上帳」も提出の対象となっていたことが確認でき

る。また、提出は「地主書上帳」が優先されたこともわかる。だが、村々からの提出はなお遅延した。

六月五日に山形県地券取扱所は「其区村々立附米調地主帳其外共去月限清書可差出、若出来兼候村方者下調二而も一ト先可差出旨申達置候所、今以何等之儀も不申出等閑之至二候、此書付披見次第可罷出者也」と第三大区小三区に通達した。これを受けて、一等区长武田勇右衛門は「精々取調清帳不出来村方者下帳二而一刻も早く差出候様可被成候」と村々へ廻達している。このことから、五月末の清書提出期限を過ぎても「地主書上帳」の清書は勿論、下書きさえも提出できなかった村々があったことが判明する。しかし、六月二三日には山形県庁が第三大区小三区の正副区长・検査掛・正副戸長へ対し「今般地券御発行に付、其区内村々田畑立附調之義追々説諭之趣ヲ奉體シ夫々地主共へ厚相諭シ銘々地主之立附米為書出、且方今品々御用多之砌格別勉勵取調追々差出候は一段之事二候、依之誉置候事」と賞していることから、六月下旬までには村々からの「地主書上帳」の提出はほぼ終了したとみることができよう。ただし、後述するように、同区の一部の村では七月に入っても「地主書上帳」の記載内容の他村役場との照合・確認作業が継続したことが指摘できる。

六月下旬以降は、田畑反別の实地測量が山形県地租改正事業の実務の中心となっていく。つきにみる六月二五日の口達は地引帳などの作成による反別取調の方針を述べたものだが、先に「山形縣伺大意」でみた村山地方の土地制度の特徴に関わる県の認識が再説されており参考となるので、以下に引用する。

今般其村々立附米調出来候ニ付而者兼而被仰出之趣を以大帳取調ニ可相懸之処、当郡之儀者元来土地錯雜檢地帳等ニ可引当地所総而無之、右立附調之儀も元檢地之一筆限ニ無之、是迄銘々地主於テ小作ニ立附置候場所限書出候儀ニ有之、右大帳ニ書載可致反別之取調ニ甚差支候、

依而者從前田畑位限惣括之反別を以立附高二平均シ取調候外差向方法も無之哉二候得共、左候得者田畑地位之差等も現歩廣狭之異同も不相分、加之中二者假令ハ其実三百坪之地所ヲ所持シ其名式百坪之地券請取如之類も難斗、第一人民所有之地を固着するの御趣旨ニ相振レ到庭日不信ニ証ヲ抱ク之筋ニ甚以不都合之次第二付、彼是深く注意せしめ再三評儀之上、今般其村々区分ニ随ひ村数を引分ケ区长戸長其外打寄現地坪数点檢之土地引帳等相製シ反別取調候管確定いたし候、猶委細之儀者近々官員巡回等と懇諭可及候得共、右之趣厚相心得其段村地主小作人共ニ至迄無遺漏申論置可申事

明治六年六月廿五日

「山形縣伺大意」では古来の反別と立附米を基準とする反別計算法が提案されていたが大蔵省に認められなかったのを受けて、この口達では大区小区の地域単位に区长戸長の主導により「現地坪数点檢之土地引帳等相製シ反別取調」をおこなう方針が打ち出された。これを受けて、六月二七日に地券掛伊藤義左衛門は地券反別取調のための順廻を二九日より開始するので、各区の村役人・重立百姓の立会いと人足動員を各区長へ要請している。

地券掛の活動も次第に反別取調へ移行していくことが確認できるが、立附米取調に関わる帳面作成の実務も継続された。それは、村山郡村々から提出された「地主書上帳」の記載内容を総括し、村山郡全域の各大区小区毎に「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」を作成する作業であった。「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は地券掛であった那須家と堀米家の各文書中にそれぞれ村山郡域の大区小区のほぼ全冊が残されていることが確認でき、また帳面によっては裏表紙に担当した地券掛の名前が記載されているものもあり、各地券掛が自己の巡回地区を中心に分担してそれぞれ帳面を作成し後に成果を共有したと思われる。⁸⁰「高反別田

「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の記載内容は村によって若干の異同があるが、村高反別・田畑内訳、本免諸引、立附米百俵以上の所持者、小前持地惣計・田畑等内訳、当村地所立附惣計・田畑等内訳などが書き上げられている。先に見た「地主書上帳」雛形の事項と照合するならば、「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は「地主書上帳」の記載内容のうち村高反別・立附米などの総計に関わる部分を筆写し、また立附米百俵以上の所持者を摘記するなどして作成されたといえる。帳面各冊の表紙の年代から、同帳面は明治六年八月及び九月にまとめられたことが確認できる。

この「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の作成時期について、かつて伊豆田忠悦氏は山形県は同帳面を「明治五年十月晦日まで提出するように指示した」が遅延し、その後同帳面が各村から提出されたのにもとづき「明治六年三月から地券掛員を巡回させて指導調整に当たらせている」とする一方、明治六年八月九月に県に提出されたとした。また、伊豆田氏は「地主書上帳」「小作書上帳」の作成については全くふれていない。この伊豆田氏の論述は混乱しており誤認を含むと思われるが、その原因は氏が「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程と「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」との関係について認識できず、明治五年一月から明治六年九月までを一貫して「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」

(20) 那須弥八家文書に残る「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は『天童市史編集資料』第二四号・第二五号(前掲注⑧)に全冊が翻刻されている。大区小区によって帳面の表題は統一されておらず「田畑屋敷立附米取調帳ノ内席末写」「高反別田畑屋敷立附取調帳」「高反別田畑屋敷取調立附帳」の表題もみられる。山形県西村山郡河北町立中央図書館所蔵堀米則吉家文書に残る「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は全冊とも表題が統一されている。那須家の同帳面の表題について『天童市史編集資料』第二四号・第二五号は「田畑屋敷立附米取調帳」と略称し、『山形県史』第四巻「近現代編上」(前掲注⑤)もそれを踏襲しているが、本稿では、両家文書に残る同帳面の表題のうち最も使用された「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」を採用した。「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」と区別しその史料性格を明示する観点からも「総計」が入ったこの表題が適当であると判断した。

(21) 伊豆田論文(前掲注⑤)、九一〇頁。

(伊豆田氏の表現では「田畑屋敷立附米取調帳」の作成過程として把握してしまった点に求められると考える。)

本稿で論証したように、明治五年一〇月までに山形県が提出を指示したのは「地主書上帳」「小作書上帳」である。山形県地券掛は明治五年八月に「地主書上帳」「小作書上帳」の作成をその雛形の提示とともに村々へ指示し、同年一〇月迄の提出を命じた。しかし、村々における田畑立附調は遅延し、漸く翌明治六年六月下旬頃(一部は七月か)までに村山郡村々からの「地主書上帳」の提出はほぼ終了した。それをふまえて同年八月九月に「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」が取り纏められた、と一連の作成過程を把握できる。

また、山形県地租改正事業の前期において基調をなした「立附米調査」は地価算定基準として立附米を採用し一筆毎の立附米の調査を主眼とするものであり、この目的からすれば一筆毎の立附米を書き上げる「地主書上帳」の作成とそれを反映した地引帳が重要視された。「小作書上帳」は各地主が調査・申告した立附米を小作人側の申告と照合し正確な把握をはかるもので、いわば「地主書上帳」と対をなしそれを補完し裏付けるものと意義づけられる。「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は「地主書上帳」で把握された各村の立附米総計や地主の所持立附米の集積度について各大区小区の概観を俯瞰するために作成されたと位置づけられる。

(22) 『山形県史』第四巻「近現代編上」(前掲注⑤)も、伊豆田氏と同様に、「地主書上帳」「小作書上帳」に全くふれず「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の作成のみを取り上げている。

つぎに、第三大区小三区以外の地域における動向について検討したい。まず、第一大区小八区の場合を検討したい。岡村の大規模豪農柏倉九左衛門家の一二代当主信俊が「明治六西年之春より田畑立附米一筆限り銘々調二相成る、尤モ於当家二取調候故二其節銘々所持之分高

写し置者也」と「地主書上帳」に書き添えたように、岡村では明治六年春から本格的な「立附米調査」を一筆毎に開始している。取調べは九左衛門家屋敷でまとめられた。明治六年三月には同月の年紀が入った「田畑立附米小作名前取調帳」が作成されている。これは本稿でいう「小作書上帳」ではなく、九左衛門家の居村・他村の所持地について立附米や小作人名を一筆毎に書き上げたもので、いわば「地主書上帳」の準備のための帳面といえる。明治六年四月に、同月の年紀が入った岡村の「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」は一応完成し、岡村戸長柏倉喜右衛門(九左衛門家の孫分家)は「右者今般地券御発行ニ付地主小作人立會従前二不拘方今地場適当之立附明細取調奉書上候處、書面之通相違無御座候、以上」と帳末に記し副戸長代二名とともに連署している。この帳面は縦帳ではなく横長帳であり、用紙も大奉紙ではなく、また先にみた「地主書上帳」雛形では帳末に記載すべきとされた見取場・鹿野畑・林・山野などの書上もないので、提出版の写ではないと思われるが、清書されたものである。岡村では明治六年四月の段階で「地主書上帳」はほぼ完成していたとみられる。²³⁾

また、第五大区小三区の大石田四日町の場合を検討したい。先に述べたように、当村戸長の二藤部兵右衛門家は明治五年八月の直後から自己の所持地の「立附米調査」を開始している。明治六年三月から五月にかけて大石田四日町と近隣村々との間で「田畑立附調」を交換し相互に入作地を報告し照合・確認し合う作業を進めていることが確認できるので、「地主書上帳」は五月段階では未だ作成途中の調査段階にあったといえる。明治六年六月の年紀がある大石田四日町の「田畑立附米地主名寄其外取調書上帳」(縦帳)が残されており、帳末には見取場・鹿野畑・林・山野の書上があり、戸長二藤部兵右衛門以下の連署もある。地主の

捺印がないので控えと思われる。以上の経過からして、大石田四日町における「地主書上帳」の完成は六月になったとみられる。二藤部家文書には大石田四日町の「田畑立附米小作名寄其外取調書上帳」(縦帳)も残されており、小作人の捺印があり、帳末には戸長二藤部兵右衛門以下の連署・印がなされ清書されたもので、提出版と同じ内容のものと推察されるが、年紀がない。ただし、明治六年六月一六日付で大石田村より大石田四日町へ差し出された「田畑立附米并小作人名前取調書」が存在している。同帳面は大石田村の地主高桑幸助の四日町村地内における所持地及び小作人名前を報告しており、その内容の一部は「小作書上帳」に反映されていることが確認できるので、大石田四日町における「小作書上帳」の完成は六月一六日より後にずれこんだ可能性が高い。²⁴⁾

さらに、第四大区小八区の田沢村の場合を検討する。田沢村は、先にみたように明治五年一一月に降雪などを理由に雪解けの季節まで立附調の延期を山形県権参事に願い出たことが確認できる村である。同村の森久右衛門家文書には、明治六年六月の年紀のある田沢村の「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」(縦帳)が残されている。帳末には山野・木立山・秣場などの書上があり、地主の捺印及び同村戸長以下の連署・印もなされているので、田沢村の「地主書上帳」は明治六年六月に完成し提出されたと思われる。一方、明治六年六月の年紀がある田沢村の「田畑立附米小作名前取調書上帳」(縦帳)も残されている。帳末には同村戸長以下の連署もみられるが、多数の消線が引かれ訂正の貼紙が多くなされている。小作人の捺印はない。同帳面には他村地主から借地した小作地及び小作人名前の記載が全くなく居村地主から借地した小作地及び小作人名前の記載しかみられない。これらから同帳面は未だ下書きであり、田沢村の「小作書上帳」の完成は同月のうちか、それ以後となった

23) 柏倉九左衛門家文書(前掲注11)。

24) 二藤部兵右衛門家文書(前掲注13) 1 | 3403・4891 | 4893 ほか。

可能性も高いと考えられる。

最後に、ふたたび第三大区小三区の動向を取り上げたい。同区の北蔵増村(塚野目組)の白田弥右衛門家文書には、明治六年三月「当村他村惣持地改メ帳」があり、白田家の所持地全体の立附調については三月段階でほぼ終えたことがわかる。同村(同組)の明治六年六月「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」(豎帳)は、地主の捺印は一部を除きあり戸長以下の連署・印もなされているが、雛形では冒頭にあるべき村高反別・田畑内訳・本免諸引の書上、帳末の見取場・鹿野畑・林・山野の書上はなく、また修正箇所を指示した貼紙や消線があり、小前持地惣寄の箇所には立附米の表記について付紙で指示がなされているので、未だ検査を受けながら修正を繰り返している段階で作成されたものといえる。

六月に入っても同区では「地主書上帳」の作成が継続されていたことを先に指摘したが、それを裏付ける史料といえる。明治六年七月「南高揃村御高内当村小前所持地立附米調」は、北蔵増村塚野目組の者が地主として所持している南高揃村の一部の地所の立附調の結果を同組の二等副戸長白田弥右衛門が南高揃村戸長中に報告し照合と証印を求めている史料である。この史料で報告された三地主五筆の土地はいずれも六月の「地主書上帳」に記載されているので、「地主書上帳」はほぼ六月段階で完成していたと思われるが、他村との出入作地の照合・確認作業が七月に入っても継続していたことがあきらかとなる。また、白田家文書には明治六年七月の年紀がある「小作書上帳」(表題は「田畑小作立附取調

25) 明治大学博物館所蔵田沢村森家文書乙—C—77。なお、森家文書には田沢村の「田畑地引帳」も残されている。同帳末には「右者今般地券御発行二付、当村田畑依従前之検地六尺一分間竿之積ヲ以テ一筆限り実地反別巨細調候處、書面之通相違無御座候、以上」と書かれ、戸長以下の連署に明治七年四月の年紀が記載されている。また、さらに後筆で「当村畦引之義ハ実地一筆限り相改申出相違無御座候、以上」と書き込まれ、戸長の署名と明治八年八月の年紀が記載されている(同家文書乙—C—81)。

帳)が残されている。同村の郷蔵元が作成したもので、内容を検討すると北蔵増村の村民が小作している小作地につき、その所属村(居村・他村を含む)・地主名前(居村地主・他村地主を含む)・字名・立附米などが記されており、「小作書上帳」の要件に沿うものである。雛形では立項されていない小作地の所属村についても記載されている点が特筆される。ただし、この帳面は横長帳で消線や訂正の貼紙と書き込みが多数あり、下書き段階のものといえる。さらに、同村の「地主書上帳」と「小作書上帳」を比較・照合すると両帳面に記載されるはずの北蔵増村の小作人で「地主書上帳」にしか登場してこない者が少なからずあり、また照合できる記載でも両帳面に書かれている立附米高が異なる場合も多々確認できる。したがって、この「小作書上帳」は未だ調査途中のもので、六月の年紀がある「地主書上帳」との調整も十分出来ていない、完成版にはほど遠い段階のものといわざるをえない。そして、また「小作書上帳」の年紀から、第三大区小三区においては「小作書上帳」の作成が七月に入っても継続されていた村があったことを示しており、注目される。

以上の検討をふまえるならば、先に把握した、「地主書上帳」「小作書上帳」の作成開始(明治五年八月)↓「地主書上帳」の提出(明治六年六月頃まで・一部は七月か)↓「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の完成(明治六年八月九月)という一連の作成過程は、村山郡の各区においてほぼ同様に確認できるといえる。ただ、「地主書上帳」が明治六年四月段階でほぼ完成していた地域がある一方、六月に漸くほぼ完成しながお七月に出入作地の照合・確認作業をおこなった地域も確認でき、「地主書上帳」の作成過程及び完成時期には地域差がみられたことが判

26) 山形大学附属博物館所蔵白田弥右衛門家文書(天童市史編纂委員会整理分) 22—62、51—1、52—4・8。

明する。また、「小作書上帳」は「地主書上帳」よりも完成が遅れる傾向が各地で確認でき、七月に入っても「小作書上帳」の作成が継続されていた地域があることがあきらかとなった。

なお、「小作書上帳」については、各村での作成が指示され作業が進められ一部の地域では縦帳に清書された帳面も確認できるものの、「地主書上帳」と同様に実際に村山郡のほぼ全村から県へ提出されたかどうかは現時点では確認できない。明治五年八月に示された「小作書上帳」の雛形は簡単なもので、小作地の所属村を記載する項目がなく、村によって小作地の所属村を書いたり書かなかったり異同がみられた。明治六年四月に県より示された一ヶ条の御達もその内容は主に「地主書上帳」の作成に関わるものであり、その他の廻達を含めても「小作書上帳」については指示が少なく、村々もその帳面の製方には戸惑った面があったと思われる。「地主書上帳」と比較して、現在所在を確認できている「小作書上帳」の事例は少なく、その書式も多様性がみられるのは、右の事情とも関わっていると考えられる。

先行研究において「地主書上帳」「小作書上帳」及び「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」は史料批判がほとんどなされないままに使用されてきたといえる。しかし、例えば先に指摘した田沢村の事例のように、「小作書上帳」が下書き段階のものであり、居村地主から借地した小作地しか記載されておらず本来あわせて記載されるべき他村地主から借地した小作地については未だ記載されていない帳面である場合には、そこで把握した小作人の地主小作関係や小作経営規模は居村・他村に關わる全体ではなく居村分に限定されたものでしかない。山形県における各帳面の作成意図、書式雛形の指示、一般的な作成過程を把握し、また各区各村における帳面の作成過程の地域差などもふまえた上で、研究で使用しようとしている「地主書上帳」「小作書上帳」が提出版ないしほぼ完成版といえるものであるのか、作成途中の下書きであるのか、など

の史料批判をし、記載内容がいかなる範囲のものまでか、その意義と制約につき吟味をして、データの抽出と活用法を検討することが重要である。

三 明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」

「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史料性格

最近、山形県西村山郡河北町谷地の榎久右衛門家文書について、榎家のご協力と河北町・同町史編纂委員会・河北郷土史研究会の尽力により、その保存整理・公開が進められた。榎家文書には第四大区小七区新町村戸長文書が含まれており、山形県地租改正事業に關わる諸帳面・書簡群も公開された。「地主書上帳」「小作書上帳」を作成するために交わされた各村戸長間の往復書簡・帳面や下書などが多数残されており、両帳面の作成過程があきらかとなる。数種の関連帳簿を比較照合した結果、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」のほぼ完成版が揃って榎家文書中に残されていたことを確認できた。以下、作成過程で交わされた関連史料による考察も加えながら、新町村を事例に、両帳面の記載内容の意義と史料的な制約や限界について検討する。同時に、両帳面を総合的に分析する際の史料操作上の留意点についても指摘をおこないたい。

山形県第四大区小七区新町村の明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳 新町村」（三冊）「田畑立附米小作名前其外取調書上帳 新町村」（二冊）ともに縦帳で作成されており、各帳末に同村の二等戸長榎長（真木長とも書く。当時の榎久右衛門家当主）及び三等副戸長澤重次郎・榎新助・石垣源七・高橋伊左衛門・石垣吉十郎の署名・印がある⁵⁷。両帳

⁵⁷ 山形県西村山郡河北町立中央図書館所蔵榎久右衛門家文書D1-419・420・425（地主書上帳）。同文書D1-421（小作書上帳）。以下、断らない限り榎家文書に拠る。

面ともに、年紀は明治六年のみで月は書かれていない。

「地主書上帳」は、村高反別・田畑内訳・本免諸引の書上、小前所持地の一筆毎立附米書上、小前持地惣寄・田畑等内訳、当村地内立附惣寄・田畑等内訳、郷藏敷・草生地・山の書上、の順に記載がなされており、帳本の文言は「右者当村田畑立附米地主小作人相糺、従前之定二不拘方今地場適当之立附明細取調奉書上候處、書面之通相違無御座候、以上」と雛形通りである。当村地内立附惣寄・田畑等内訳の部分については項目のみで数値が書き込まれていないが、書き込むべき数値を書いた紙が挟まれており、いつでも書き込める準備は出来ていたことが判明した。小前所持地の一筆毎記載の数箇所に貼紙が認められるが、例えば明治一五年山形治安裁判所で代言人が帳面の該当箇所を写し取るなどとしたその後の係争に関わる記載がある貼紙があり、この帳面が後の明治一五年段階でも証拠力をもつものとして扱われたことが注目される。明治六年七月以降の現反別調査の結果を書き込んだ貼紙もみられる。これらのことは、この帳面が提出後も新町村の基本的な土地台帳の一つとして保管されたことを窺わせる。一筆毎の地主名前には各地主の捺印があり、全体が綺麗に清書されてもいる。おそらく、何部か清書されていたもののうち県に提出されずに残ったもので、村の控として保管された帳簿と考えられる。その意味ではほぼ完成版と位置づけられる帳面である。この帳面の小前持地惣寄と先にふれた那須弥八家所蔵「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」の新町村分の小前持地惣計が全く一致することもこの帳面に記載された立附高が最終提出版と同様であることを示唆する。

「小作書上帳」は、小作地一筆毎の立附米書上及び小作立附惣寄の順に記載され雛形通りである。一筆毎の小作名前には各小作人の捺印があり、全体が綺麗に清書されている。明治七年二月の段階で地主小作関係が記載と異なることが判明した小作地について貼紙をして訂正しており、「地主書上帳」と同様に、この帳面も提出後、村の控として保管された

ことを窺わせる。その意味で、完成版と位置づけられる帳面である。

新町村の「地主書上帳」の作成時期について検討したい。同帳面には明治六年とあるのみで何月の作成かが不明なので、他の史料から考察をする。まず、明治六年一月に榎長は自家の所持地に関する「各村立附内訳（取調）帳」（二冊）を作成している。そして、明治六年四月から六月上旬にかけて新町村と隣村々との間で「田畑立附米地主名前取調帳」などと題した帳面を交換し、双方の村民の所持地（出入作地）につき報告し確認し合う作業を進めている。とくに五月中に報告の交換が集中している。比較照合すると、隣村々からの報告は新町村「地主書上帳」にほぼ反映されている。そのため、同帳面の作成過程は五月末までにはほぼ記載すべき情報の入手を終え六月上旬から中旬には完成したと推察される。

つぎに、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」の記載の実態について考察したい。以下に、両帳面の記載例を掲げる。

〈記載例A「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」 小和田五郎兵衛の場合〉

北口村地内	地主
字新町南浦	新町村
中田	小和田五郎兵衛 ㊦
一、立付米三石式斗	但四斗式升入 直 作
此俵七俵式斗六升	同
当村地内	同
北屋敷	同
一、立付米八斗七升六合	但右同断 居 屋 敷 人 ㊦
此俵式俵三升六合	同
当村地内	同

字中しま 同人
 一、畑立付米壹斗七升四合 但同断 同人 ①

〔記載例C「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」 榎利右衛門の場合〕

当村地内 地主
 字東屋敷 新町村
 一、立付米壹斗八升 榎利右衛門 ①

大町村地内 但同断^(四斗式升) 居屋鋪 ①

字海老鶴 同
 下々畑 同

一、立付米七斗八升 同 人 ①
 此俵壹俵三斗六升 但右同断 小作人 吉田村

合立付米九斗六升 矢口忠次郎

此俵貳俵壹斗貳升 但四斗式升入

此訳
 畑米壹俵三斗六升 大町村地内
 畑米壹斗八升 当村地内

〔記載例D「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」 井上佐五兵衛の場合〕

地主 大町村

字海田 浅黄善吉
 一、田立付米三石九斗五合 井上佐五兵衛 ①
 此俵九俵壹斗貳升五合 但同断^(四斗式升)

字海田 地主
 一、畑立付米壹石壹斗八升五合 大町村 同人 ①
 此俵貳俵三斗四升五合 但同断

字高閑 地主
 一、屋敷立付米三斗九升五合 新町村 高橋伊左衛門 同人 ①

字おそ野 同人
 一、畑立付米壹斗三升貳合 但同断 同人 ①

記載例A・Bには、同一の人物(小和田五郎兵衛)に関する両帳面の記載を掲示した。記載例C・Dは、記載例A・Bには出てこない関係性についても両帳面が記載していることを示すために、適当な例を選び掲げたものである。引用記載の長さを簡潔にするためにA〜Dにはいずれも自小作ないし小作の者の記載を選んだ。「地主書上帳」における中規模以上の豪農層の記載、及び「小作書上帳」における経営規模が大きい小作人の記載は、それぞれ関係土地の分量に応じて長い記載となっている。

まず、「地主書上帳」について検討する。記載例A・Cから、「地主書上帳」は新町村の各戸が所持している居村・他村の土地に関して、土地が所属する村名(「○○村地内」、土地が所在する字名、土地を所持している地主の名前と地主が所属している村名、土地の地目等級、土地の立附の種類(米・大豆)及び量(俵換算を含む)、土地の利用形態(直作・屋敷・小作の別)、小作の場合は小作人の名前及び小作人の所属村、を記載していることがあきらかである。先にみた明治六年四月の一条条の雛形(第四條)にほぼ則しているが、小作人の所属村も記載された点により詳細な記述となっている。記載例Aから、他村に所属する土地についても新町村の村民が地主として所持している場合には記載されていることがわかる。また、記載例Cから、小作人が他村の者であっても記載されたことが判明する。ただし、「地主書上帳」に記載されている地主は新町村の者に限られており、新町村の土地を他村の者が所持しているケースは記載されていない。すなわち、「地主書上帳」は新町村に属する土地の全てについて右の各項目を書き上げたものではなく、新町村の村民がそれぞれ所持している居村・他村の土地の全てについて右の各項目を書き上げている帳面といえる。新町村の村民であっても所持している土地が一切ない者で且つ新町村の者が所持する土地を小作(借家を含む)してもいない者は「地主書上帳」には記載されていない。各地主は記載された各項目を確認する捺印をしている。また、記載例Aから、皆川欠引とされた土地を所持している場合は末尾に「外」として記載している。

つぎに、「小作書上帳」について検討する。記載例B・Dから、「小作書上帳」には新町村の各戸が借地し小作している居村・他村の土地(小作地)に関して、土地が所在する字名、土地を所持している地主の名前と地主が所属している村名、土地の地目(等級記載は無し)、土地の立附の種類及び量(俵換算を含む)、が記載されていることがあきらかである。

ある。明治五年八月の布達で示された雛形では「たれ」の部分に書くべきは地主名前か小作名前かが判然としないが、両方を記入したことがわかる。また、新町村の「小作書上帳」は雛形通りに小作地の所属村は書き込んでいない。記載例Dから、小作している土地を所持している地主が他村の者であっても記載していることがわかる。同じく記載例Dから、屋敷地を借地している場合も記載していることがわかる。ただし、「小作書上帳」に記載されている小作人は新町村の者に限られており、他村の者で新町村の土地を小作している者がいたとしてもその名前は記載されていない。すなわち、「小作書上帳」は新町村の土地で貸付地に出され小作されている土地の全てについて右の各項目を書き上げたものではなく、新町村の者が借地し小作している居村・他村の土地の全てについて右の各項目を書き上げている帳面といえる。新町村の村民であっても借地し小作及び借家している土地が一切ない者については「小作書上帳」には記載されていない。各小作人は記載された各項目を確認する捺印をしている。

以上、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面の記載例を示し、記載の実態を検討した。「地主書上帳」の記載を集計すれば、新町村の各戸が所持している居村・他村の土地の所有規模を立附米表示で把握でき、その利用状況(直作・屋敷・小作の別)・地主小作関係(小作人名・立附米量)をあきらかにすることができる。「小作書上帳」の記載を集計すれば、新町村の各戸が借地し小作している居村・他村の小作地の経営規模を立附米表示で把握でき、その小作地の地主小作関係(地主名・立附米量)をあきらかにすることができる。そして、「地主書上帳」「小作書上帳」をあわせて分析することで、新町村の村民一戸一戸の土地所有・経営規模の全体をはじめ正確に把握できる。何故ならば、「地主書上帳」からは新町村の各戸の土地所有規模(立附高表示)とその利用形態・各規模(直作・屋敷・小作)があきらかになるが、他村の者が所持して

いる土地を新町村の者が借地し小作している小作地の経営規模（立附高表示）はあきらかとならず、この点については「小作書上帳」の記載によりはじめて把握できるからである。すなわち、「地主書上帳」「小作書上帳」を総合的に分析することで、新町村の全戸の各土地所有規模・各経営規模（直作+小作）・地主小作関係の全体を居村・他村にわたり正確に把握することができるといえる。その意味で、当該期の農業構造を一村全戸規模で把握しうる一級の史料と意義づけられる。

ただし、上述したように、「地主書上帳」「小作書上帳」には土地（屋敷地を含む）を所持せず、かつ小作及び借家もしていない存在は新町村の住民であっても記載されていない可能性がある。この点を、新町村の明治五年「壬申戸籍」と照合して調べると、例えば村惣作地にある屋敷など「地主書上帳」の記載から何らかの理由で洩れた屋敷に居住し日雇・雑業などで生計を立てている戸は、「壬申戸籍」には記載されているが「地主書上帳」「小作書上帳」には記載されていないことが判明した。これに該当する戸数は少なく後掲基礎表B末尾の付表に掲げた四戸にとどまるが、この事実をふまえるならば、厳密には「地主書上帳」「小作書上帳」は新町村の文字通りの全戸ではなく、土地の所持・貸借の主体となつている戸について上述の各項目を調査したものと位置づけるのが正確である。

また、新町村の全ての土地における農業や地主小作関係について考察する場合には、以下の点を留意すべきである。すなわち、「地主書上帳」「小作書上帳」には新町村の土地のうち他村の者が地主であり且つ他村の者が小作（直作を含む）している土地については一筆毎の記載はなされていない点である。この点は「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な性格にもとづく制約ないし限界といえる。とくに、複数の地域が入組錯綜し土地所有関係や地主小作関係が居村・他村の別を越えて複雑に展開している地域—新町村が属する谷地地方はこれに該当する—

の分析においては、この点はとくに留意すべきポイントとなる。

この史的な限界を克服する可能性について述べたい。各村の「地主書上帳」の帳末に記載された当村地所立附惣寄・田畑等内訳には、他村の者が所持している土地の立附高が村毎に集計されている。例えば新町村の「地主書上帳」では「米式拾四俵三斗壹升五合」（新町村）当村地内 大町村二面所持」とあり、これは大町村の地主が所持している新町村の土地の立附高の合計を意味する。新町村の土地を所持している地主がいる全村について同様の記載がある。これらを集計すると、他村の地主が所持している新町村の土地の立附高が計算できる。そして、当村地所立附惣寄を、小前持地惣寄から新町村の者が所持している他村の土地の立附高を引き、それに他村の者が所持している新町村の土地の立附高を足す計算で求め、帳末に記載している。この作業を各村戸長役場がおこなえるように、他村の者が所持している土地の立附調をおこなう必要があった。先にみた、大石田四日町・北蔵増村（塚野目組）・新町村における「地主書上帳」の作成過程で関係村と相互に出入作地の立附調を報告し照合・確認し合っていたが、この確認作業は帳末の当村地所立附惣寄を計算するためのものでもあった。「地主書上帳」を完成させるために、出入作地の立附調の相互報告は村山郡の村々の間でおこなわれたはずであるが、これらの報告書に書き上げられた土地には、他村の者が地主であり且つ他村の者が小作（直作を含む）している土地も含まれていることが注目されるのである。

例えば、榎家文書にある、地租改正期の各村戸長間の往復書簡・帳面群のなかに、明治六年五月に北口村戸長細矢虎之助が新町村戸長榎長宛に差し出した帳面「田畑立附米地主名前取調帳 新町村」（以下、〈北口地主帳面〉と略す）がある。⁸⁸この帳面は、北口村の者が所持している新

⁸⁸ 同右、榎久右衛門家文書D1—408。

町村の土地の全てについて、土地が所在する字名、土地の地目等級、土地の立附の種類(米・大豆)及び量、土地の利用形態(直作・小作の別)、小作の場合は小作人の名前及び小作人の所属村、を調査して報告したものである。すなわち、新町村の土地を所持する北口村の地主による土地利用状況に関する報告書である。この帳面の記載例を以下に示す。

〈記載例E「田畑立附米地主名前取調帳」北口村細矢儀七郎の場合〉

字松橋浦

中田

北口村

一、立附米四斗六升

細 矢 儀 七 郎

此俵壹俵四升

但四斗式升入

小作人

松橋村

高 梨 長 兵 衛

(中 略)

字海老鶴

下々畑

一、立附大豆壹石式升七合

同 人

此俵式俵壹斗八升七合

同断

小作人

新町村

奥 山 倉 吉

記載例Eでは、北口村の地主細矢儀七郎家が所持する新町村の土地のうち、字松橋裏と字海老鶴にそれぞれある二ヶ所の土地について、地目等級・立附の種類(米・大豆)及び量、小作人の名前及び小作人の所属村が書かれている。字松橋裏の中田の事例が、他村地主が新町村の土地を所持し他村の者に小作させている事例にあたる。

表1に、その内容を一覽にした。北口村の細矢儀七郎ほか計一二名の

者が所持している新町村の土地は立附米表示で合計一六三石余の規模があり、そのうちの一六%については新町村の者に小作させているが、八四%にあたる一三八石弱は新町村以外の他村の者に小作させていることがわかる(一部に北口村の地主自身の直作一・二三石が含まれる)。この八四%に相当する部分が「小作書上帳」には記載されていない。表1の欄に即して指摘すれば、「小作書上帳」にはB・E欄に関わる情報は記載されているがC・F欄に関わる情報は記載されていない。この(北口地主帳面)と同性格の帳面が、新町村の土地を所持する地主が所属する他村の各戸長から新町村戸長へ提出されたと思われる。それらが全部残っていれば、新町村の土地のうち他村の地主が所持し且つ他村の者が小作(直作を含む)している土地に関する諸情報も全てあきらかとなる。しかし、榎家文書には、そうした帳面は(北口地主帳面)しか残されておらず、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」の制約を補完できる部分は現状では一部にとどまる。²⁹⁾

つきに、その他の史的な制約について指摘したい。先に記載内容を検討したように、「小作書上帳」には小作地が所属している村名につい

²⁹⁾ なお、榎久右衛門家文書には、「地主書上帳」の書式で、他村地主が所持している新町村の土地を他村の者に小作させている事例を含む書上帳が書かれている紙片を束ねているものがある(榎久右衛門家文書D1-614)。この紙片群に記載された他村地主とは荒町村・大町村・松橋村の者である。おそらく本文で紹介した(北口地主帳面)と同性格の帳面がこれら三ヶ村の各戸長からも新町村戸長へ提出され、新町村戸長がその内容を「地主書上帳」の準備過程でまとめたものと思われる。しかし、これらは最終的には「地主書上帳」から除かれ反古にされたと推測される。大石田四日町の二藤部兵右衛門家文書(前掲注⑬)のなかにも、年紀はないが「大石田四日町地内 他村二而所持之分 田畑立附地主名 寄其外取調書上帳」(二藤部家文書1-488)という帳面が残されており、あきらかに「地主書上帳」の作成過程で調査された、大石田四日町の土地を他村地主が所持している事例をまとめた内容のものである。そのなかには小作人が四日町の者も他村の者も含まれている。こうした史料を研究で活用していくことができる。これらの報告の内容は、「地主書上帳」には一筆毎には記載されなかったが、帳末の他村地主の所持地立附高の村毎書上とそれをもとに計算した当村地所立附窓寄に反映されたといえる。

表1 新町村の土地における北口村の地主による地主小作関係の実態

地主名	立 附 高		D 合 計 人 (%)	小 作 人 数		備 考
	A 合 計 石 (%)	B 新町村の小作人 石 (B/A%)		C 他村の小作人 石 (C/A%)	E 新町村の小作人 人 (E/D%)	
細矢儀七郎	81.039 (100)	19.894 (24.5)	58 (100)	11 (19.0)	47 (81.0)	北18荒9前5吉4下3大2嶋2 上2松1堀1
細矢与左衛門	52.625 (100)	5.545 (10.5)	27 (100)	5 (18.5)	22 (81.5)	北6下3大3吉2工2西2前1 松1上1嶋1
定林寺巨勢寂漣	8.297 (100)	0.000 (0.0)	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	西2荒1
鈴木庄藏	5.330 (100)	0.000 (0.0)	5 (100)	0 (0.0)	5 (100)	吉4北1
矢口久治郎	3.700 (100)	0.000 (0.0)	4 (100)	0 (0.0)	4 (100)	北4 直作1.150を含む
上谷長戸	3.555 (100)	0.000 (0.0)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	北1
田原大圓	3.446 (100)	0.466 (13.5)	7 (100)	1 (14.3)	6 (85.7)	北3下1工1荒1
細矢治右衛門	2.240 (100)	0.000 (0.0)	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	吉3
阿部勘兵衛	1.520 (100)	0.000 (0.0)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	北1
太田藤七	1.200 (100)	0.000 (0.0)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	吉1
西谷喜右衛門	0.458 (100)	0.000 (0.0)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	工1
桜井才兵衛	0.080 (100)	0.000 (0.0)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	直作0.080のみ
合計12名	163.490 (100)	25.905 (15.8)	96 (100)	12 (12.5)	84 (87.5)	北29吉12荒10下7前6大5工4 西4上2松2嶋2堀1

典拠) 明治6年5月「田畑立附米地主名前取調帳 新町村」(横久右衛門家文書D1.408)。

凡例) *1 立附高は立附米と立附大豆の合計である。勺以下は四捨五入した。B新町村の小作人及びC他村の小作人の各欄は、新町村の者に小作させた土地の立附高及び新町村以外の他村の者に小作させた土地の立附高、をそれぞれさしている。

*2 直作地がある場合、その立附高も合算している。直作の主体は他村地主であるので、立附高の他村に合算した。直作地がある場合は備考に示した。

*3 新町村以外の他村の村名の略称は以下の通り。北=北口村, 松=松橋村, 上=上工藤小路村, 下=下工藤小路村, 吉=吉田村, 大=大町村, 嶋=嶋村, 前=前小路村, 荒=荒町村, 堀=大堀村, 西=西里村。なお, 工は帳面に工藤小路村とだけ書いてあり上・下の区別がつかない事例である。

*4 小作人数については、表中の3名の地主及び2名の地主と小作関係を結んでいる者がそれぞれ1人及び13人いたため、合計は延べ人数ではなく、重複を除いた実人数で計算した。

て記載がなく、その小作地が新町村の土地なのか、他のどの村の土地なのか、を区別することが出来ない。これは雛形通りに作成した結果である。また、記載されている小作地には居村ばかりでなく本当に他村の土地も含まれているのかどうかも「小作書上帳」の記載内容のみからでは実はわからない。字名は書いてあるが、谷地地方の場合、同じ字に複数の村域が入組錯綜している場合がしばしば確認できるため、字名からだけではその土地が所属する村名を明確に特定することは難しいからである。

この史的な限界を克服する可能性について述べたい。「地主書上帳」は新町村の者が所持している土地についてはその所属村を記載しているのであるから、「地主書上帳」「小作書上帳」の両帳面に記載された土地を一筆一筆照合することで、「小作書上帳」に記載された小作地のうち地主が新町村の者である土地については、その所属村を特定することができるのである。

ただし、地主が他村の者である土地については、「地主書上帳」は勿論、「小作書上帳」の記載からも、その土地の所属村を特定することはできない。この制約を一定程度はあるがカバーする方法としては、やはり先に紹介した〈北口地主帳面〉のような帳面をあわせて検討することが挙げられる。〈北口地主帳面〉に記載されている小作人が新町村の者である土地と、「小作書上帳」に記載されている地主が北口村の者である土地とを一筆一筆照合すると、照合できる土地と照合できない土地があることが判明する。表1の欄で指摘すれば、B・E欄に関わる土地は「小作書上帳」の記載と照合できる。すなわち、〈北口地主帳面〉と照合することで、「小作書上帳」に記載されている北口村の者が地主である土地についてはどの土地が新町村の土地であるかを特定することができるのである。一方、〈北口地主帳面〉には、北口村の地主が所持している新町村以外の他村の土地を新町村の者に貸して小作させている事例は

記載されていないため、そうした小作地については照合できない。ともあれ、〈北口地主帳面〉のような帳面をあわせて活用することで、新町村の者が小作している他村地主の土地が新町村の土地であるのか、それ以外の村の土地であるのか、の区別はできるようになるといえる。この区別の作業も、〈北口地主帳面〉と同様の帳面が関係する村の全てについてもし残っていれば、全体的におこなえる可能性が出てくるといえる。

以上、「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な制約として、(1)他村地主が所持している新町村の土地を他村の者に小作させているケースについては記載されていないこと、(2)新町村の者が小作している他村地主の土地の所属村が特定できないこと、を指摘し、それを補完していく史料操作の可能性について検討した。今後、「地主書上帳」「小作書上帳」を検討する際に、両帳面の史的な制約を一定程度カバーしていく際の参考として、両帳面の作成過程で各村の間で報告された〈北口地主帳面〉のような関係史料で補う方法があることを指摘しておきたい。

また、両帳面の史的な制約として、(3)反別(面積)の記載がないこと、も大きな点として指摘できる。この点を補完する方法としては、明治七〇八年に作成された「田畑地引帳」と一筆一筆照合することが指摘できる。この場合も、「田畑地引帳」が関係土地について全て揃って残っているという条件が前提となる。

四 新町村における土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成データの把握

前節でおこなった明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史的な性格、意義と限界に関する考察をふまえて、本節では新町村の両帳面の記載内容から土地所有規模・経営規模・地主小作関係その他の諸データを抽出し、確定する

作業をおこなう。

基礎表Aは、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」の記載内容を検討・照合し、同村の各戸の「所有立附高」³⁰⁾「貸付立附高」「自作立附高」「小作立附高」「経営立附高」「外」所有高、³¹⁾についてそれぞれ集計し表示したものである。立附高(契約小作料の量)には立附米のみならず一部の畑でみられる立附大豆も合計した。また、内訳として土地や小作人の所属村における居村(新町村)・他村の区別について、先に述べた両帳面の照合作業をおこない適宜表示した。以下、表の各欄の項目毎に、そのデータの意味と両帳面からデータを抽出した方法について説明する。まず、「所有順位」欄には、以下に述べる「所有立附高」の順位を示した。表では、上位から下位の順に並べた。

「所有立附高」欄には、各戸が居村及び他村に所持している土地の立附高を「地主書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を表示した。すなわち、「所有立附高」とは、各戸の土地所有規模を立附高で表示した数値を意味する。内訳として、各戸が所持している土地を「地主書上帳」の記載をもとに居村と他村に区別し、他村の立附高について集計値を表示した。差し引きをすれば居村のみの立附高が算出できる。また、他村の立附高の下に括弧で、各戸が所持している土地がある他村の村数を表示した。これらにより、村内外の地主的土地所有のひろがりや居村・他村の比重を検討する指標とした。所有順位1位の真木長に即してデータの含意を説明すれば、所有立附高は八一〇石九升三合に及び、そのうちの四七五石三斗六升は新町村以外の十一ヶ村にある土地の立附高である、となる。

「貸付立附高」欄には、各戸が所持している土地のうち貸し付けてい

30) 明治五年壬申地券発行をはじめとする地租改正期における農民の土地所有権の確立やその過程をめぐっては論争がある。過渡的な時期であるとする立場から、本稿では「所持」「所有」の両表現を使用している。

る土地の立附高を「地主書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を表示した。すなわち、「貸付立附高」とは、各戸の貸付地規模を立附高で表示した数値を意味する。内訳として、各戸が貸し付けている土地を「地主書上帳」の記載をもとに居村と他村に区別し、他村の立附高について集計値を示した。差し引きすれば、居村のみの立附高が計算できる。その下の「小作数・新町+他村人数・村数」の記載は、貸付地を利用する小作人の数と小作人が所属する村数(ここでは居村を含む)について、立附米の場合と立附大豆の場合とに分類し、さらにそれぞれの内訳を新町村の土地と他村の土地に分けて表示したものである。真木長の例で説明すれば、貸付地の立附高は合計七八六石九斗七升一合であり、そのうちの四六四石五斗三升四合は他村にある貸付地の立附高である。

そして、立附が米である貸付地の場合、新町村の土地を貸し付けている小作人は一五五人に及び彼らは一二ヶ村の者からなり、他村の土地を貸し付けている小作人は一五六人に及び彼らは一四ヶ村の者からなる。同様に、立附が大豆である貸付地の場合、新町村の土地を貸し付けている小作人は三三人であり彼らは八ヶ村に所属しており、他村の土地を貸し付けている小作人は二人で彼らは二ヶ村の者からなる、ということの意味する。なお、一人の小作人が立附を米と大豆の両方で納入している事例も含まれるため、表示した立附米の小作人数と立附大豆の小作人数のうちには重複する部分がある。そのため、この欄内の「実数」に、重複を除いて両者を足した小作人の実数と小作人が所属する村数の実数を計算し表示した。真木長の例で言えば、小作地を貸した小作人の実数は二九四人であり彼らは一五ヶ村の者からなる。貸付地規模・小作人数・小作人の所属村数(居村・他村の別)・立附の種類を子細に表示することで、地主の側から居村・他村にまたがる地主小作関係の複雑さを考察する指標とした。以上のデータの判別は「地主書上帳」の記載に拠り、かつ小作人が新町村の者については「小作書上帳」の記載とも照合し裏付

けをとった。

「自作立附高」欄には、各戸が所持している土地のうち自作（直作・手作）している土地の立附高を「地主書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を表示した。すなわち、「自作立附高」とは、各戸の自作経営規模を立附高で表示した数値を意味する。内訳として他村の土地で自作しているケースがある場合にその土地の立附高を表示した。真木長の場合、自作地の立附高合計は二三石一斗二升二合であり、そのうちの一〇石七斗七升二合は他村の土地の分であることがわかる。各戸の自作経営の規模と土地利用における居村・他村の比重を検討する指標として表示した。

「小作立附高」欄には、各戸が地主より借地している土地の立附高を「地主書上帳」「小作書上帳」の記載をもとに各戸毎に集計した数値を示した。多くは小作地として借地しているので「小作立附高」と表現したが、屋敷地を借地（借家）している場合も含めた⁸⁰。すなわち、「小作立附高」とは、各戸の借地における小作経営規模を立附高で表示した数値を意味する。その下の「地主数・新町+他村」の記載は、小作地を借りている地主の数を立附米の場合と立附大豆の場合とに分類し、さらにそれぞれにつき地主の所属村により新町村と他村とに分けて表示したものである。真木長のデータは、立附高五斗二升六合の小作地を借りており、立附は米のみで、借りた地主は一人で新町村の者である（ちなみにこの地主は新町村高橋伊左衛門である）、他村の地主からは借りていないことを示している。所有順位14位の石垣源七の場合は、小作経営規模は立附高表示で三石六斗七升九合であり、そのうち立附が米である小作地は

(31) 屋敷地でも附属する畑の実態がある。また「地主書上帳」では屋敷地につき金納家賃ではなく立附米（一部で立附大豆）表示で記載している。屋敷地の立附米量の基準は、先にみた明治六年四月の「一ヶ条の御達の第三條」に示されたようにに市場や集落、街道との関係等経済的ないし地理的条件が加味された。

五人の地主から借りており、内訳は新町村の地主三人、他村の地主二人である。また、立附が大豆である小作地は一人の地主から借りており、新町村の地主であることを示している。なお、同一の地主から立附が米である小作地と大豆である小作地を両方とも借りている事例が含まれる場合があるため、表示した立附米の地主数と立附大豆の地主数のうちには重複する部分がありうる。そのため、この欄内の右側の「実数」に、重複を除いて両者を足した地主数の実数を計算し表示した。石垣源七の例で説明すると、小作地を借りた地主の実数は五人である。各戸の小作経営規模・小作地を借りた地主数・地主の所属村数（居村・他村の別）・立附の種類を子細に表示することで、小作人の側から居村・他村にまたがる地主小作関係の複雑さを考察する指標とした。なお、前述したように、「地主書上帳」の記載からは各戸（新町村の小作人）が新町村の地主から借りた小作地しか把握できない。「小作書上帳」の記載からは各戸が居村・他村の地主から借りた小作地の全体についてあきらかとなる。この点をふまえて、基礎表Aでは、「小作書上帳」の記載をもとに、新町村の地主から借りた小作地については「地主書上帳」の記載と照合し裏づけをとりながら、各戸の居村・他村における小作地（借家を含む）の立附高を集計して小作立附高を確定している（後掲の基礎表Bで、「地主書上帳」「小作書上帳」の両方の記載を照合して把握しえた各戸の小作地内訳を掲示している）。

「経営立附高」欄には、各戸の自作立附高と小作立附高を合算した数値を表示した。すなわち、「経営立附高」とは、自ら農業経営をおこなっている自作地と小作地の立附高の合計であり、各戸の農業経営規模を立附高で表示した数値を意味する。所有順位26位の吉田権三郎のデータで説明するならば、自作立附高五石五斗三升と小作立附高六石六斗二升四合八勺とを合算した七〇石一斗五升八合八勺が経営立附高となる。

なお、後述する研究史の問題点を意識して付言すれば、各戸の経営立

附高は、「地主書上帳」に載る自作地・小作地（新町村地主よりの借地）と「小作書上帳」に載る小作地（新町村地主よりの借地と他村地主よりの借地）を照合し、両帳面で重複する部分（小作地（新町村地主よりの借地））を省いて各立附高を集計することではじめて把握できるのであり、「地主書上帳」「小作書上帳」のどちらか一方の記載からだけでは部分にとどまることに留意すべきである。³²⁾

「外」皆川欠引」欄には、「地主書上帳」で各戸の記載末尾の「外」で書かれた、皆川欠引とされた土地の立附高の合計を示した。「地主書上帳」には、新町村の地主が皆川欠引とされた土地を所持している場合、その土地の所属村・字名・地目・立附の種類（米・大豆）及び量（俵換算を含む）を当該地主の記載の末尾にそれぞれ記している。「地主書上帳」においては、皆川欠引の土地の立附高は皆川欠引以外の所持地の立附高には合算せずに外数として扱っている。これは各戸の計算でも、小前持地惣寄及び当村地所立附惣寄の計算でも同様である。先に掲示した明治六年四月の一ヶ条の御達で山林・秣場等の所持者は「其者之立附惣計外書二相認メ」と指示されたことに準じたとみられる。「地主書上帳」の記載法にならって基礎表Aでも「外」皆川欠引」欄の立附高は「所有立附高」には含めていない。内訳として、皆川欠引の土地の所属村に注目して居村と他村に区別し、他村に所持している皆川欠引の土地の立附高とその所属村数を表示した。差し引きすれば、居村に所持している皆川欠引の土地の立附高が計算できる。また、皆川欠引の土地の立附の種類に注目し、立附が大豆である皆川欠引の土地の立附高を表示した。差し引きすれば、立附が米である皆川欠引の土地の立附高が計算できる。真木長の事例で説明すれば、合計立附高二〇石三斗一升三合となる。

³²⁾ ただし、他村地主よりの借地がない戸については「地主書上帳」の記載のみで農業経営規模を把握できる。しかし、「地主書上帳」のみの分析では当該戸の他村地主からの借地の有無を認識することができない。

る皆川欠引の土地を所持しており、そのうちの三石四斗二升三合は大豆立附の土地である。また、合計のうち八石六斗四升一合は他村の土地であり、その所属村数は二ヶ村である。皆川欠引の土地は年貢免除の措置を受けたと一般には把握されるが、立附高がつけられているように過去に農業実態があり、また起返しにより当時においても農業実態がある可能性も否定できない。個々の実態検討が必要となるが、当該地が各戸にとって無視できない農業の基盤である可能性もあるため、「地主書上帳」の把握の通りに集計して表示した。

「所属組」欄は、各戸が新町村内のどの組に所属しているのかを表示した。新町村は元組（本村）と高関組（枝郷）の二つの組からなる。「地主書上帳」「小作書上帳」には各戸の所属組は記載されていないため各戸の所属組が判明する明治六年の他史料により特定した。その結果、新町村の「地主書上帳」三冊のうち一冊目は全戸が元組、二冊目は冒頭の高橋伊左衛門のみが元組で後の全戸は高関組、三冊目は元組の真木長分、という記載順で帳面を作成していることが判明した。また、同欄の右側に各戸の屋敷所在地を示した（借家の場合は括弧で表示）。これらの表示により、新町村内での本村―枝郷関係、居住の地理関係、屋敷所持の有無などの諸条件における各戸の位置につきデータを提供した。

「経営順位」欄には、経営立附高の順位を示した。左端の所有順位と相関させることで、新町村の全体における各戸の土地所有規模と経営規模の位置と相関を把握しえる。例えば、真木長は所有順位1位・経営順位15位、吉田権三郎は所有順位26位・経営順位1位となる。これらのデータから、明治六年新町村民の土地所有規模と経営規模の相関図などが作成しうる。今後、別の機会に発表したいと考えている。

なお、塚本氏は北蔵増村（塚野目組）の「地主書上帳」「小作書上帳」のデータなどを表示する際に、例えば「生産高 \parallel 立付米額 \times 一・五」のように、各戸の立附高を一・五倍した数値を採用した。これは、生産高 \parallel

貢租+地主作徳+小作人取分、であり、生産高を一とすれば貢租と地主作徳と小作人取分はほぼ三分の一ずつの比であるとする通説をふまえて、立附米(貢租+地主作徳)の一・五倍が生産高にあたるとみなした結果である。この方法に準拠して、他の所有高・貸付高・小作高・自作高・経営高も計算し表示された³³⁾。塚本氏のこの方法は、立附高には洩れている小作人取分をも含めて各指標をとらえたいとするものであり、一つの方法であると筆者も理解している。だが、本稿の基礎表A・Bでは、塚本氏の方法は採用せず、例えば、「所有立附高」には各戸の所持地の立附米合計をそのまま採用するなど、各指標の表示にあたっては一・五倍をする操作をしていない。その理由は、個々の土地を検討すると貢租と地主作徳と小作人取分の三者が三分の一ずつの同量ではない例が数多くみられ、とくに地主層ほど貢租が低く地主作徳が多い土地を買い求め集積していく傾向がみられるため、三者を同量と仮定し立附高を一・五倍する操作は却って実態と離れる危険性も孕んでいると考えたからである。また、両帳面に記載された立附米通りの、いわば素のデータを表示し学界に提供した方が、後の研究者による加工にとっても便宜であると判断したためである。

つぎに、基礎表Bは、新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」及び明治五年「壬申戸籍」の記載内容を検討・照合し、新町村の各戸の地主小作関係の詳細と家族構成・職業などについて表示したものである。基礎表Aを補足するものであり、両表を比較しやすくするために、基礎表Bにおける各戸当主名とその順番及び「所有順位」欄・「小作立附高」欄・「経営順位」欄は基礎表Aと全く同じにしてある。

各戸の「小作立附高」の内訳をみるために「同左内訳Ⅰ」「同左内訳Ⅱ」「同左内訳Ⅲ」の各欄を設けた。各欄のデータは居村・他村にまた

がる地主小作関係の複雑さについてより詳細に実態を検討することを目的に集計したものである。

「同左内訳Ⅰ」欄には、「地主書上帳」「小作書上帳」の記載内容を検討・照合し、各戸の「小作立附高」のうち、地主が新町村の者で且つ小作地が新町村の土地である場合について、その立附高と「小作立附高」に占める比率を表示した。米立附と大豆立附に小作地を分けてそれぞれの地主数を表示した。同一の地主から立附が米である小作地と大豆である小作地を両方とも借りている事例が含まれる場合があるため、この欄内の右側の「実数」に、重複を除いて両者を足した地主数の実数を計算し表示した。この欄に関わる地主・土地・小作人はいずれも新町村に属しており、いわば居村内で完結する地主小作関係に該当する部分といえる。

「同左内訳Ⅱ」欄には、「地主書上帳」「小作書上帳」の記載内容を検討・照合し、各戸の「小作立附高」のうち、地主が新町村の者で且つ小作地が他村の土地である場合について、その立附高と「小作立附高」に占める比率を表示した。地主数や実数の表示法は「同左内訳Ⅰ」欄と同様である。この欄に関わる地主・小作人は新町村の者であるが、土地が他村に属しており、いわば人は居村内であるが土地に関して村を越えた地主小作関係に該当する部分といえる。

「同左内訳Ⅲ」欄には、「小作書上帳」の記載内容から、各戸の「小作立附高」のうち、地主が他村の者である場合について、その立附高と「小作立附高」に占める比率を表示した。地主数や実数の表示法は「同左内訳Ⅰ」欄と同様である。小作地には新町村の土地か、他村の土地か、あるいは両者が含まれる場合がそれぞれありうる(この点は先述。後述もする)。この欄に関わる地主は他村の者であり、土地の一部が他村に属している可能性があり、いわば人について村を越えており土地の一部についても村を越えた地主小作関係に該当する部分といえる。

33) 塚本論文(前掲注①)、二六頁など。

本稿における「地主書上帳」「小作書上帳」の書式雛形及び史的性の考察から既にあきらかなように、「同左内訳Ⅰ」「同左内訳Ⅱ」の両欄のデータは地主が新町村の者であるため「地主書上帳」に記載されている。また、新町村の者が小作人であるため「小作書上帳」にも記載されており、両帳を検討・照合することでデータを得ることができ裏づけもとれる。しかし、「同左内訳Ⅲ」欄のデータは地主が新町村の者ではないため「地主書上帳」には一切記載されていない。同欄のデータは「小作書上帳」にのみ記載されている。そして、新町村の「小作書上帳」は雛形通り小作地の所属村を記していないため、「同左内訳Ⅲ」欄に関わる土地については居村の土地なのか他村の土地なのか、その所属村の判別がつかない。この点は、「地主書上帳」「小作書上帳」の史的 성격にもとづく制約であり、この点を一定程度克服する可能な方法については先述した通りである。

「同左内訳Ⅰ」「同左内訳Ⅱ」「同左内訳Ⅲ」の各欄を設定し各戸につきそれぞれデータを集計・表示した結果をふまえて、「地主書上帳」「小作書上帳」を使用して当該村の農業構造を分析する際の留意点について、以下に指摘をおこないたい。基礎表Bにより、「小作立附高」欄（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）に占める各欄の合計の比率を各戸につき概観すると、Ⅲの比率が高い戸が多くみられる。また、基礎表Bには示さなかったが、一・二・九戸の小作立附高の合計を各欄につき集計し、「小作立附高」欄の合計に占める各欄の合計の比率を示してみると、Ⅰが二七・〇％、Ⅱが一三・三％、Ⅲが五九・六％、となる。つまり、新町村の者が借りた小作地の立附高の約六割は他村地主から借りた小作地の立附高であることが判明する。すなわち、ⅠとⅡに関するデータが記載されている「地主書上帳」を分析しただけでは、新町村の小作人の小作経営規模全体の四割しかあきらかにならないことになり、「小作書上帳」の分析とあわせてはじめて新町村における小作農の経営規模や地主小作関係の全体像が把握でき

ることが指摘できる。この点を「地主書上帳」「小作書上帳」分析の際の重要な留意点として指摘したい。同じ村山郡域でも村を越えた地主小作関係の展開度は地域や村により差異があると思われるが、先行研究では塚本氏を除き、後述するようにしばしば右の留意点につき無自覚で「地主書上帳」の分析のみから当該村の小作農の経営規模を検討したり一村全戸の所有規模と経営規模の相関図を作成し農業構造や農民層分解の特徴を論じたりしていたのでとくに注意を喚起しておきたい。

基礎表Bの「家族構成」欄には、新町村の明治五年「壬申戸籍」のデータに抛り、各戸の家族人数の合計と内訳（男女・成人）を表示した。成人は数えの年齢が一五〜六〇歳の者とした。経営規模と家族労働力の関係を考察する際の基礎データとなる。ただし、「壬申戸籍」には各戸が雇用した奉公人や日雇（日用）などは記載されていない。この点は、他の史料によりさらに補っていく必要がある。

「職業／屋敷地番」欄には、同じく「壬申戸籍」のデータに抛り、各戸の職業と居住している屋敷（寺社の場合は地所）の地番を表示した。新町村の「壬申戸籍」（正式題は明治五年壬申四月改「山形縣管轄第廿六区戸籍」二冊⁸⁴）はその表紙に朱筆で「明治十丁丑四月三十日迄人員増減年齢計算改加筆済」と記載されている。明治一〇年四月頃までは新町村住民の戸籍管理の基本台帳として使用され続けたもので、そのため各戸家族の増減・移動をはじめ年齢・職業の変化に関しても貼紙や朱書きによる変更が随所になされている。この点に留意し、「職業／屋敷地番」欄では、各戸主の職業について、壬申戸籍作成時に最初に墨書（黒墨の筆による）された明治五年当時の職業をまず示した。そして、その後の「」内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある戸主についてはその職業を記した。家族については、壬申戸籍作成時に墨書された職業記載は

84) 楨久右衛門家文書（前掲注70）C1-168・169。

なく、「」内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある者についてはその職業を記した。戸主と家族の別がわかるように、家族については「妻農」「長男商」のように、戸主との続柄（妻・長男など）を職業の前に付記した。また、例えば「妻・長男・二男農」としたのは、妻・長男・二男の職業がいずれも農であることを示す。職業に関する後筆の朱書きは他の人口関係史料と比較検討した結果、明治七年頃に書かれたものが多いと推測される。朱書きの情報も表示したのは、明治五から七年頃にかけての各戸主の職業の変化や家族の職業について可能な限り情報を提出する意図による。戸主と家族とで職業が異なる例は多数あり、とくに零細小作兼雑業層における女性を含む家族の役割分担などの考察に資すると思われる。従来、戸主の職業と土地所有規模を指標に下層民の実態に迫り半プロレタリアなどの概念規定がなされてきたが、職業の流動性や家族内での役割分担に考察をひろげることは彼らの実態分析をより深める可能性をもつと考える。その意味でも、「地主書上帳」「小作書上帳」及び「壬申戸籍」などの良質な史料が揃ってくる明治五・六年段階の研究は、これらを総合した分析が可能となる条件を得ているのであり、本稿はそのための基礎的な史料研究とデータ抽出を企図している。

基礎表Bの末尾に付表をつけたが、これは先述した、「地主書上帳」「小作書上帳」に記載されていないが「壬申戸籍」には記載されていた四戸について一覧にしたものである。基礎表A及び基礎表Bで表示した戸数は一二九戸であるが、これに付表の四戸を加算した一三三戸が、当時の新町村の全戸数となる。

以上、山形県地租改正事業における「立附米調査」の意義、「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程と史料批判、記載様式及び史料の性格、分析史料操作上の留意点などにつき考察し、それらをふまえて、明治初年の山形県村山地方の農業構造や階層分解の実態に関わる基礎的なデータを抽出し確定する作業を試みた。一村規模の全戸について土地所有規

模・経営規模・家族構成・職業構成などを把握しうるデータとして学界に提供する。

おわりに

一九五〇年代から七〇年代にかけて羽州（山形県）村山地方の農村史研究は活発に進められ、東北の商業的農業地帯あるいは「非領国」地域の典型事例としてその研究成果は全国的に注目された。農村における資本主義形成史や地主制研究、農民層分解論、豪農論や「世直し状況」論といった当時の学界の主要な関心・テーマに関わる論稿が続々と発表され、地域史レベルのみならずひろく学界の貴重な共有財産となっている。

こうした研究成果をふまえ、さらに村山地方の農村史研究を前進させるためには、先行研究があきらかにした歴史像に関する再検討を方法や視点の見直しを含めておこなっていく必要があると考えている。筆者は二〇〇一年度歴史学研究会大会報告³⁵⁾などで若干の試みをおこない、多くの議論をいただいた。本稿もまた筆者なりの試みの一つであり、とくに村山地方の農業構造や農民層分解の実態、地主小作関係及び小作農の存在形態に関わる従来の諸学説につき再検討していく作業の一環としてその基礎的な史料に関する考察を試みたものである。

本稿で取り上げた明治六年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」（「地主書上帳」「小作書上帳」と略す）の史的な考察の要点については前節までに繰り返しまとめていたので再説はしないが、ここでは先行研究でみられたいくつかの史料操

35) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成—全国市場との関係をふまえて—」（『歴史学研究』第七五五号、二〇〇一年。補訂して『山形大学紀要（社会科学）』第三三卷第一号・第三三卷第一号・第三三卷第二号・第三四卷第一号、二〇〇二〜二〇〇三年、に連載）。

作のパターンとその問題点に即して具体的に論じ、本稿における考察の意味についてあきらかにし、今後への課題提起をおこないたい。

まず、渡辺信夫氏は、幕末維新期の村山郡におけるブルジョア的な経済発展を検証する視点から、紅花など商業的農業を基盤に生産者的中農層が発展した状況のなかで日雇專業者が形成されてくることを論じた。その論証の一つとして、新吉田村の忠蔵を取り上げ、忠蔵は「家業人別帳」には所持高五石四斗余の「御百姓 日雇取」と記載されているが明治六年「小作書上帳」には小作地もましてや貸付地も記載されていないから五石四斗余の持高は現実のものではなく、「彼の再生産の基盤は日雇稼にあったと考えてよい」としている。しかし、本稿で縷々あきらかにしたように、「小作書上帳」はそもそも各戸の自作地や貸付地を記載する帳面ではなく、「小作書上帳」のみの分析から忠蔵家が貸付地をもっておらず五石四斗の持高は現実のものではないと判断することはできない。氏は他の事例についても同様の論証をおこなっている。忠蔵を日雇

37) 渡辺信夫「幕末・維新期の日雇の形成とその存在形態」(『文化』第二一卷第三号、一九五七年、三八〇頁、同「商業的農業における雇用労働」(市川孝正ほか『封建社会解体期の雇用労働』青木書店、一九六一年)、八六頁。ただし、氏は忠蔵の家族の職業なども検討し土地経営者としての性格はほとんど見い出せないことを補強している。

38) 青木美智男 a 『世直し状況』の経済構造と階級闘争の特質—出羽国村山地方の分析を中心として—(『歴史学研究』第三二六号、一九六七年、同 b 「幕末における農民闘争と農兵制」とくに出羽国村山地方の農兵組織の展開を中心に—(『日本史研究』第九七号、一九六八年)、同 c 「慶応二年、羽州村山地方の世直し」探(佐々木潤之介編『村方騒動と世直し』上 青木書店、一九七二年)、など。青木 a 論文では「日雇・小作貧農層」と表現していたが、同 b 論文において「豪農—半プロレタリアート層」「貧農小作・半プロレタリアート層」、同 c 論文において「半プロレタリア的階層」「半プロレタリア層」などと表現し、半プロレタリア概念及び豪農—半プロレタリア論が導入され羽州村山郡の地域分析に適用された。なお、最近の同 d 『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』(ゆまに書房、二〇〇四年)第四章・第五章は青木 b・c 論文を大幅に改訂して再録したものであるが、ここでは半プロ概念などを使用せず「買食い層」「下層の小作貧農層」などの表現に変更している。しかし、氏は変更の理由を説明していない。

專業者と確定するためには「地主書上帳」その他のさらなる分析が求められるといえる。論文執筆の段階で渡辺氏が「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な性格及び両帳面の総合的な分析の必要に関する認識を十分にもっていないことが窺われる。

つぎに、青木美智男氏は、「世直し状況」論の視点から羽州村山郡の農民層分解と階級闘争の特質を論じた。羽州村山郡では農民層分解の過程で圧倒的に多くの日雇・小作貧農層 II 「世直し」層が析出され幕末維新期には「世直しの状況」がみられたとする氏の一連の論文の影響は大きく、豪農—半プロレタリア分解にもとづく「世直し状況」論を論証する典型的な地域の一つとして当地方を位置づける見解の起点となったと意義づけられる。この論文は史料典拠を示していない場合が多く、また注で後日別稿であきらかにするとしながらも未だ発表されていないものもあり、論証の面では未だ問題が残されている論文である。氏は農民層分解や農業外従事者の存在形態に関する論証の素材として、観音寺村・田沢村につきそれぞれ明治六年の各村全戸の土地所有と経営の相関図を作成し、また観音寺村について農業従事者の土地所有・経営状況の表を作成しているが、これらの図・表についても典拠史料を明記していない。

39) 青木 a 論文の第 10 表・第 2 図・第 3 図、青木 c 論文の表 II—9、青木 d 論文の第 8 表。

なお、青木氏の他の主な論証として明治六年の山口村における農業外従事者の土地所有・経営状況の表が青木 a・c・d の各論文において使用されているが、この典拠史料も明記されていない(青木氏が作成した山口村の表は、佐々木潤之介『幕末社会論』(瑞書房、一九六九年)の第 24 表にも掲載され、「半プロレタリア層の存在形態」を検証する全国四地域事例の一つとして羽州村山地方が取り上げられた)。塚本氏によれば、「地主書上帳」の作成過程で作られた帳面に山口村中下組「立付米取調帳」があり、日塔哲之「維新期における地主制の考察—村山郡山口村伊藤家を中心にして—」(『山形史学研究』第三号、一九六一年)はこれを分析したとされる(塚本論文(前掲注①)、四五頁)。筆者は明治大学博物館及び山形大学附属博物館所蔵の山口村伊藤家文書を閲覧したが当該史料を未だ確認できていないので、山口村の諸研究についての言及は保留したい。山口村の「地主書上帳」「小作書上帳」については、現在所在を確認中である。

しかし、両村の古文書所在を確認すると、観音寺村については「地主書上帳」の下書き段階のものが、田沢村については「地主書上帳」と「小作書上帳」の下書き段階のものが確認できるので、これらにもとづくとは推察できる。観音寺村については「小作書上帳」の所在は確認できていないので、青木氏は「地主書上帳」の下書き段階のものの記載のみから土地所有と経営規模の相関図や表を作成したと思われる。しかし、本稿で指摘したように、「地主書上帳」のみの分析からは各戸の土地所有規模については把握できるが、小作経営規模については居村地主から借りた小作地のみを把握にとどまり他村地主からの小作地は洩れるため小作農の経営規模は部分的な把握にとどまらざるをえない(さらに下書き段階のものであるためデータの正確性に一定の問題がある)。田沢村については、先に指摘したように「小作書上帳」は下書き段階のものであり且つ他村地主から借りた小作地の記載が全くなく洩れており、こ

39) 明治大学博物館所蔵観音寺村岡田家文書乙C-99。観音寺村の「地主書上帳」は縦帳五冊からなり、年紀がない。地主の捺印や帳末の小前持地惣寄・田畑内訳、当村地所立附総寄・田畑内訳、見取場・鹿野畑・林・山野の書上などがなく、訂正の貼紙や書き込みもあるため、完成版とはいえず、下書き段階のものと思われる。なお、岡田家文書に明治六年七月二七日の年紀がある「田畑立附米其外惣計扣帳」が残っている。小前持地各戸毎の立附高合計、小前持地惣寄・田畑等内訳、当村地所立附惣寄・田畑等内訳、見取場・鹿野畑・林・山野の書上、小拾帳惣計が記載されており、ほぼ「地主書上帳」の帳末に記載されるべき内容がまとめられている。その記載内容から、この帳面は先述した「高反別田畑屋敷立附米総計取調帳」を地券掛がまとめるために、村から提出された帳面の可能性が高く、時期的にも符合する。「地主書上帳」と「田畑立附米其外惣計扣帳」の各戸の所持地の立附高合計を比較照合すると、僅差から四五斗までの幅で異なる数値のものが多数確認できる。これらから観音寺村の「地主書上帳」から正確なデータを抽出することは困難である。一方、「田畑立附米其外惣計扣帳」に記載された各戸の立附高合計と居村・他村別の内訳の数値は正確性が高いと思われるが、この帳面には一筆毎の記載がなく、自作地と貸付地との区別などの深い分析ができない。なお、念のために指摘すれば、観音寺村「地主書上帳」は北蔵増村(北組)「地主書上帳」のような「小作書上帳」と合冊になっているとされるのではなく、いわゆる「地主書上帳」である。明治大学博物館所蔵田沢村森家文書(前掲注25)乙C-77。

の帳面から抽出できるデータも不完全なものといえる。これらの諸点から、青木氏が作成した観音寺村及び田沢村に関する土地所有と経営の相関図は各戸の経営規模の実態を正確に把握しえたものとはいえない。「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な性格に関する認識が弱く、それゆえに個別の帳面に対する史料批判を十分におこなわないまま両帳面を使用した問題点を、氏の論証は抱えていると考える。

また、菅野論氏は、村山地方における地主制形成とブルジョアの経済発展の関連をみる視角から久野本村を事例に農民層分解と地主小作関係の実態分析をおこなった。その論証において、同村の明治六年「地主書上帳」を使用して所持階層別の小作立附高・経営高の表や全戸の所有と小作規模の相関図を作成し、小作経営規模は全体的に小さく零細規模耕作が主であると結論づけた⁴⁰⁾。しかし、ここでも「地主書上帳」のみの分析が抱える問題点を指摘でき、表や相関図における経営規模の把握には他村地主から借りた小作地が洩れていることが留意されるべきである。また、久野本村「地主書上帳」は一部省略版ともいえるもので、青柳家以外の居村地主については所持地の利用内訳(自作・貸付の別)が不明であり、居村地主の所持地のみという制約の範囲内においても各戸の経営規模を把握することができない帳面である。これらから菅野氏の場合も、「地主書上帳」「小作書上帳」の史的な性格及び両帳面の総合的な

40) 菅野論「近世後期地主制の成立と形態—羽州村山郡久野本村青柳家を中心に—」〔国史談話会雑誌〕第一三三号、一九六九年、表8・表9。
42) 山形大学附属博物館所蔵久野本村文書52-28。この「地主書上帳」には明治六年六月二二日の年紀があり、帳末には小前持地惣寄・田畑内訳等、当村地所立附惣寄・田畑内訳等、戸長以下の連署がある(捺印はなし)。表紙に「青柳」と墨書されており、六月下旬までに完成した版を地主青柳家が筆写したもので、青柳家については一筆毎の立附高が記載されているが、他の地主については一筆毎の記載は省略されることが多く戸毎の立附高合計・田畑内訳が摘記されているといわば一部省略版である。そのため、他の地主については所持地の立附高は把握できるが、自作地と貸付地の区別はできない帳面である。なお、この帳面も「小作書上帳」と合冊になっているものではない。

分析の必要に関する認識を十分にもっていないことが指摘できる。

さらに、塚本氏は「地主書上帳」「小作書上帳」を合わせた分析の必要性を提起し、両帳面が揃って所在確認できた北蔵増村(塚野目組)と田沢村の「地主書上帳」「小作書上帳」の総合的分析をおこない、村山郡における地主的土地所有の実態について考察した。また、両村の分析で得た結果につき、先行研究を参照・活用して一般化する検討をおこなった。⁴³⁾ 本稿は塚本論文から両帳面の総合的分析の方法などを学んでおり、同論文を高く評価している。ただし、塚本氏の論証過程に問題がないわけではない。まず、北蔵増村(塚野目組)の場合、先述したように、とくに「小作書上帳」が未だ下書き段階のもので完成版にはほど遠く「地主書上帳」に出てくる同村の小作人が洩れている例も複数あるなど問題があるものである。したがって、これを使用した塚本氏の同村の土地所有と経営規模の相関図などの分析も一定の限界を抱え込んでいると言わざるをえない。また、田沢村の場合も、繰り返し指摘してきたように、「小作書上帳」が下書き段階のもので且つ他村地主から借地した小作地の記載が欠如しており、同様に田沢村の土地所有と経営規模の相関図などの分析も正確なデータにもとづいたものとは言い難い。さらに、塚本氏は論証を一般化する過程で先行研究に依拠しながら観音寺村全戸の所有と経営の相関図を作成したり各村経営高別階層構成表及び各村所有高別小作地借入戸数表、各村小作人小作規模表に同村のデータを組み込んだりしているが、依拠した青木論文の観音寺村データは先述した如く「地主書上帳」のみから抽出したものであり正確さに欠けるものである。各村小作人小作規模表では久野本村のデータを表示しているが、これも前述したように「地主書上帳」の分析のみにもとづくデータであり

(43) 塚本論文(前掲注①)。
塚本論文(前掲注①)、表14・表19・表20・表22など。

問題がある。⁴⁴⁾ 塚本氏は両帳面を合わせた分析の意義を提起したにもかかわらず、同論文のなかでは首尾一貫せず「地主書上帳」のみのデータも併用し比較検討をおこなっており、正確な論証手続きという観点からすれば問題を残している。塚本氏の場合、「地主書上帳」「小作書上帳」の作成過程や史料の性格をふまえた、使用する個々の帳面に対する史料批判が全体的に不足しており、そのため上述の問題点を抱える結果となったと思われる。

羽州村山郡における幕末維新期の農民層分解の論証において、名寄帳や宗門人別帳などのいわゆる石高記載をもとにした階層構成表は多数作成されてきた。そうした帳面の史料の限界については本稿第一節で縷々述べた通りであるが、「立附米調査」にもとづく「地主書上帳」「小作書上帳」を使用して一村全戸の土地所有規模と経営規模の相関の把握を試みたのは永井・青木・菅野・塚本各氏の論文にとどまる。⁴⁵⁾ そのため、これらの論文の史料操作において右のような問題があり、提出されたデータの正確性に一定の難点が認められるとすれば、当地方の幕末維新期における農民層分解や農業構造に関する再検討を、その史料の基礎を固めつつおこなっていく課題は未だ残されているといえる。

その他、「地主書上帳」「小作書上帳」を使用していない場合でも、小作人の経営規模について特定の地主の小作米取立帳に記載されている立附米高により論じている研究は枚挙に暇がない。しかし、例えば新町村の場合、基礎表A・Bの「小作立附高」欄の「実数」(新町+他村の地主数の実数)からあきらかなように、最高で一八名の地主と地主小作関係を結んでいる小作人がいるなど、一人の小作人が地主小作関係を取り

(45) なお、永井論文(前掲注②)については、典拠史料である北蔵増村(北組)の「地主書上帳」(塚本氏によれば「小作書上帳」と合冊になっているとされる)を現段階では閲覧できていないので、その史料操作や論証手続きにつき再検討することができない。

結ぶ地主数は大きな小作経営になる程多くなる傾向にある。村山郡内にある地域差も考慮しなければならないが、一人の地主の小作米取立帳のデータのみから小作人の経営規模を全体的に論じたり農民層分解の様相を考察したりすることは極めて危険であることが「地主書上帳」「小作書上帳」の総合的分析からあきらかになるといえる。

本稿では、あらたに発掘した新町村の「地主書上帳」「小作書上帳」につき史料批判をおこない、その史的な性格と限界につき認識を深めた上で、一村全戸の土地所有規模・経営規模・家族構成・職業構成に関する基礎的なデータを抽出し確定する作業をおこなった。今後、このデータをもとに、明治初年の新町村における農業構造及び階層構造に関する研究を別の機会に発表したい。⁴⁶⁾

本稿で指摘したように、明治五年八月から明治六年六月頃（一部は七月か）にかけて「地主書上帳」「小作書上帳」の作成が村山郡全域で進められたはずであり、本稿であらたにいくつかの事例を示したように、その他の村々に関しても両帳面の史料発掘が進む可能性は十分にある。とくに各村戸長文書の発掘が鍵となろう。そして、発掘できた「地主書上帳」「小作書上帳」を使用する際には、両帳面の作成過程や史的な性格をふまえて個々の帳面に対する史料批判をおこない、その記載内容の意義や限界につきよく認識した上で史料操作をおこなっていくことが求められる。下書き段階のものなど、史的な制約のある帳面を使用せざるを得ない場合には、真摯にその限界を指摘し十分に留意した分析と評価をおこなうべきである。

〔付記〕本稿を作成するにあたり、河北町・河北町史編纂委員会・河北郷土史研究会のみなさんにお世話になった。また、平成一九〇二〇年度科学研究費補助金基盤研究（C）「出羽山形の地域特性の歴史的展開に関する基礎的研究—山形地域史の再構築—」（研究代表者・岩田浩太郎）による人文学部プロジェクト公開研究会（二〇〇九年一月九日）において発表し、伊藤清郎（地域教育文化学部）・菊地仁・松尾剛次・中澤信幸（以上、人文学部）の各氏より貴重なご意見をいただいた。記して謝意を表したい。

46) 岩田浩太郎「河北地方の地主制の発達と農民」（『河北の歴史と文化』第五号、河北郷土史研究会、二〇〇九年）で、概括的な指摘と問題提起を試みた。参照されたい。

基礎表 A 明治6年(1873)山形県村山郡新町村の土地所有・経営規模・地主小作関係

岩田浩太郎作成

所有順位	氏名	所有立附高 ／うち他村(他村数) うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数:新町+他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数:新町+他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
1	真木長 (久右衛門改)	石 石 810.093/475.306 (11) 豆 24.693 場 56.892	石 石 786.971/464.534 米 155*12+156*14 豆 33*8+2*2 294*15	石 石 23.122/10.772	石 0.526 米 1+0 1	石 23.648	石 石 20.313/8.641 (2) 豆 3.423	元/北	15
2	高橋伊左衛門 (内蔵介改)	201.947/ 0.916 (2) 豆 67.454 場 19.604	183.818/ 0.916 米 49*8+2*2 豆 54*11+0*0 95*12	18.129/	0.395 米 1+0 1	18.524	4.137/ 豆 0.924	元/南	33
3	佐藤伝兵衛	138.207/ 47.930 (4) 豆 15.240 場 0.625	122.737/ 45.130 米 26*9+17*7 豆 17*7+0*0 56*12	15.470/ 2.800		15.470	3.550/0.550 (1) 豆 3.000	元/北	40
4	楨源次郎 (治)	95.321/ 43.865 (5) 豆 1.336 場 1.272	79.582/ 37.419 米 17*9+15*5 豆 2*2+0*0 32*9	15.739/ 6.446	2.225 米 2+1 3	17.964	1.909/ 豆 0.000	元/南	35
5	楨平太郎 (兵)	83.423/ 55.764 (6) 豆 1.179 場 12.076	71.291/ 47.470 米 11*3+19*6 豆 1*1+0*0 29*6	12.132/ 8.294		12.132	4.116/3.818 (2) 豆 0.298	元/北	51
6	楨新助	76.528/ 39.136 (6) 場 1.448	56.046/ 30.644 米 14*3+9*2 17*3	20.482/ 8.492		20.482		高/高	26
7	楨重次郎 (治)	60.474/ 37.917 (4) 豆 2.887 場 0.495	41.887/ 23.569 米 12*6+16*10 豆 1*1+0*0 29*12	18.587/14.348	0.475 米 1+0 1	19.062	0.820/ 豆 0.820	元/南	31
8	楨七郎平 (兵衛)	51.029/	30.491/ 米 23*4+0*0 23*4	20.538/	2.106 米 0+3 3	22.644		高/高	21
9	楨藤左衛門	41.387/ 36.280 (3) 豆 1.994 場 1.994	30.617/ 29.431 米 1*1+18*6 豆 1*1+0*0 20*6	10.770/ 6.849		10.770		元/南	53
10	原田歳平 (才兵衛)	36.342/ 16.517 (5)	1.710/ 0.526 米 1*1+1*1 1*1	34.632/15.991	8.061 米 3+4 7	42.693	0.922/	高/高	6
11	笹井伝庵	32.985/ 13.935 (2) 豆 5.184 場 4.394	31.933/ 13.935 米 17*4+6*5 豆 8*5+1*1 32*7	1.052/		1.052	1.513/0.593 (1) 豆 0.920	元/北	94
12	楨新蔵	25.628/ 14.136 (2) 場 0.152	3.292/ 米 0*0+3*2 3*2	22.336/14.136	7.863 米 2+2 4	30.199		高/荒	11
13	亀井恵漢 (堀田) 長谷寺住職	18.111/ 5.275 (2) 豆 2.041 場 1.311	13.111/ 5.275 米 2*1+2*2 8*4	5.000/		5.000	0.050/0.050 (1)	元/	73
14	石垣源七	16.631/ 6.024 (1) 豆 1.493 場 1.072	10.217/ 6.024 米 1*1+3*3 豆 3*3+0*0 6*4	6.414/	3.679 米 3+2 豆 1+0 5	10.093	0.461/ 豆 0.461	元/北	56
15	奥山太七	16.589/ 7.415 (2)		16.589/ 7.415	8.732 米 1+2 3	25.321		高/高	13
16	石垣吉重郎 (十)	14.720/ 8.582 (4) 豆 0.600 場 1.430	8.448/ 7.848 米 0*0+9*3 豆 3*2+0*0 11*4	6.272/ 0.734	3.181 米 1+0 1	9.453	2.766/1.910 (2) 豆 0.856	元/北	59
17	堀口 章 熊野太神	13.945/	0.172/ 米 2*1+0*0 2*1	13.773/	0.066 米 1+0 1	13.839		高/	46
18	仲野庄次郎	13.558/ 場 0.132	3.752/ 米 2*1+0*0 2*1	9.806/	3.704 米 2+3 5	13.510		高/高	48
19	茨木久助	12.162/ 6.029 (4) 場 0.830		12.162/ 6.029	40.997 米 4+8 12	53.159		高/高	2
20	後藤禅透 高林寺住職	11.288/ 2.218 (2)	8.636/ 2.218 米 4*1+2*1 6*1	2.652/		2.652		高/	81
21	原田平七	9.695/ 1.580 (1) 場 0.698	3.921/ 1.580 米 3*1+1*1 4*2	5.774/	13.272 米 1+8 9	19.046	5.125/	高/高	32
22	原田小左衛門	8.663/ 5.132 (1) 場 0.172		8.663/ 5.132	26.0603 米 2+5 7	34.7233	0.395/	高/高	8
23	小和田善兵衛	8.454/ 4.345 (1) 豆 0.743 場 0.743		8.454/ 4.345	7.106 米 3+0 豆 1+0 3	15.560	0.263/ 豆 0.263	元/北	39
24	本木喜助	8.329/ 1.973 (1) 場 0.198		8.329/ 1.973	14.347 米 2+4 6	22.676		高/荒	20
25	石垣三四郎	7.945/		7.945/	33.589 米 3+7 10	41.534		高/高	7
26	吉田権三郎	6.034/ 2.565 (2) 場 0.562	0.500/ 0.368 米 1*1+1*1 2*2	5.534/ 2.197	64.6248 米 4+8 12	70.1588		高/高	1
27	後藤五平 (兵衛)	5.530/ 4.345 (1)		5.530/ 4.345	14.830 米 4+5 9	20.360		高/ [高]	27
28	澤善太郎	5.412/ 2.364 (1) 場 0.546		5.412/ 2.364	26.655 米 3+5 8	32.067		高/荒	10
29	澤重次郎 (治)	4.972/ 2.207 (2)	0.907/ 0.907 米 0*0+3*2 3*2	4.065/ 1.300	1.317 米 0+1 1	5.382		高/荒	72

基礎表 A - (2)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町+他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町+他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
30	佐藤勘兵衛	4.921／ 3.490 (2) 豆 0.843 場 0.798		4.921／ 3.490	10.116 米 4+0 4	15.037	0.263／ 豆 0.263	元／北	43
31	奥山正七 (庄)	4.748／ 4.400 (1) 豆 0.348 場 0.348		4.748／ 4.400	10.678 米 0+1 豆 3+2 6	15.426	1.120／ 豆 1.120	元(中) ／海	41
32	小和田 五郎兵衛	4.226／ 3.200 (1) 豆 0.150 場 0.150	0.150／ 豆 1*1+0*0 1*1	4.076／ 3.200	5.414 米 2+0 2	9.490	0.066／ 豆 0.066	元／北	58
33	延澤大祐 長楽寺住職	4.200／ 1.976 (2) 豆 0.260 場 0.260	3.816／ 1.976 米 2*1+2*2 豆 1*1+0*0 5*4	0.384／		0.384		元／	113
34	吉田清四郎	4.173／ 場 0.184		4.173／	18.568 米 3+6 9	22.741		高／高	18
35	吉田利八	3.886／ 場 0.528		3.886／	4.983 米 2+2 4	8.869		高／ [高]	63
36	槇権蔵	3.553／		3.553／	16.503 米 1+1 豆 0+1 2	20.056		高／高	29
37	石垣与兵衛	3.493／ 2.765 (1)		3.493／ 2.765	17.148 米 2+5 7	20.641		／高	25
38	佐藤喜作	3.422／ 豆 1.536 場 1.536		3.422／	17.838 米 5+1 豆 3+2 9	21.260	0.527／ 豆 0.527	元／南	23
39	原田甚兵衛	3.197／ 場 0.260		3.197／	40.7723 米 3+7 10	43.9693	4.740／	高／高	5
40	石川与吉	3.078／ 2.335 (1) 豆 0.743 場 0.743	3.078／ 2.335 米 0*0+1*1 豆 1*1+0*0 1*2		2.598 米 1+0 1	2.598	0.263／ 豆 0.263	／ [新]	82
41	吉田利七	2.690／		2.690／	15.337 米 1+4 5	18.027		高／高	34
42	吉田庄蔵	2.566／ 場 0.197		2.566／	25.1305 米 1+6 7	27.6965	0.592／ 豆 0.592	高／	12
43	吉田喜平 (兵衛)	2.538／	0.500／ 米 1*1+0*0 1*1	2.038／	13.669 米 0+5 5	15.707		高／高	37
44	早坂徳之助	2.238／ 豆 0.743 場 0.743		2.238／	6.979 米 2+1 3	9.217	0.263／ 豆 0.263	元／南	61
45	笹木与兵衛	2.084／ 0.115 (1) 豆 0.150 場 0.265		2.084／ 0.115	20.491 米 2+1 豆 1+0 3	22.575	0.263／ 豆 0.263	元／南	22
46	槇新吉	2.029／		2.029／	31.580 米 2+7 9	33.609		高／高	9
47	東海林彦四郎	1.778／	1.448／ 米 1*1+0*0 1*1	0.330／		0.330		元／北	117
48	駒込藤吉	1.681／ 1.383 (1)		1.681／ 1.383	1.817 米 2+0 2	3.498		元／南	78
49	井上吉五郎	1.680／	0.239／ 米 2*1+0*0 2*1	1.441／		1.441		／高	92
50	吉田清蔵	1.612／ 豆 1.138 場 1.138		1.612／	13.775 米 3+2 豆 1+0 6	15.387	0.263／ 豆 0.263	元／北	42
51	小山勘三郎 (小山田)	1.447／ 1.117 (1) 場 0.330		1.447／ 1.117	18.095 米 2+7 9	19.542		高／荒	30
52	槇太右衛門	1.356／ 0.961 (1) 場 0.395	0.961／ 0.961 米 0*0+2*1 2*1	0.395／	47.984 米 3+7 10	48.379		高／高	4
53	奥山藤太郎	1.336／ 0.988 (1) 豆 0.743 場 0.348		1.336／ 0.988	7.285 米 1+1 豆 2+3 5	8.621	1.185／ 豆 1.185	元(中) ／海	64
54	原田市兵衛	1.243／	0.678／ 米 2*1+0*0 2*1	0.565／	23.152 米 4+8 12	23.717		高／高	14
55	石垣源太郎	1.217／ 0.070 (1) 豆 0.643 場 1.343		1.217／ 0.070	8.005 米 3+1 豆 2+0 5	9.222	0.263／0.263 (1) 豆 0.263	元／北	60
56	槇利右衛門	0.960／ 0.780 (1)	0.780／ 0.780 米 0*0+1*1	0.180／		0.180		元／東	125
57	槇五郎蔵	0.922／		0.922／	22.114 米 3+5 8	23.036		高／ [高]	17
58	吉田伝兵衛	0.900／ 居屋敷		0.900／	12.687 米 1+3 4	13.587		高／高	47
59	菅原善八 (七)	0.880／ 居屋敷		0.880／	21.853 米 3+4 7	22.733		高／高	19
60	手塚長太郎	0.870／ 居屋敷		0.870／	6.650 米 1+1 2	7.520		高／高	68

基礎表 A - (3)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町+他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町+他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
61	土方長蔵	0.743/ 豆 0.743 場 0.743		0.743/	12.435 米 2+1 豆 1+0 3	13.178	0.263/ 豆 0.263	元/ [新]	49
62	吉田金蔵	0.714/ 居屋敷		0.714/	19.928 米 1+4 5	20.642		高/高	24
63	楨嘉左衛門	0.706/ 豆 0.358 場 0.358		0.706/	1.165 米 1+1 2	1.871	0.592/ 豆 0.592	元/南	88
64	原田佐吉 (栄吉)	0.701/ 居屋敷		0.701/		0.701		高/高	99
65	堀口義助 (儀介)	0.655/ 居屋敷		0.655/	1.448 米 1+0 1	2.103		高/高	86
66	楨友次郎 (治)	0.643/ 豆 0.643 場 0.643		0.643/	15.033 米 2+0 豆 2+0 3	15.676	0.263/ 豆 0.263	元/ [北]	38
67	石垣重助	0.640/	0.132/ 米 1*1+0*0 1*1	0.508/	11.648 米 2+2 4	12.156		高/高	50
68	吉田弥惣治 (二)	0.542/ 居屋敷		0.542/		0.542		高/高	105
69	高梨利助	0.491/ 居屋敷		0.491/	0.263 米 1+0 1	0.754		元/北	97
70	奥山権八	0.490/ 豆 0.490 場 0.490		0.490/	51.362 米 0+7 豆 4+9 18	51.852	1.449/ 豆 1.449	元(中) /海	3
71	鈴木平兵衛	0.477/	0.070/ 米 1*1+0*0 1*1	0.407/		0.407		高/高	110
72	吉田勘助 (介)	0.468/ 居屋敷		0.468/	2.765 米 1+2 3	3.233		高/高	79
73	吉田利助	0.449/ 0.449 (1) 居屋敷		0.449/ 0.449		0.449		/荒	106
74	石山庄次郎 (治)	0.377/ 居屋敷		0.377/	0.263 米 1+0 1	0.640		元/北	100
75	松田彦右衛門	0.312/ 居屋敷		0.312/		0.312		元/西	120
76	斎藤半兵衛	0.297/ 居屋敷		0.297/	0.263 米 1+0 1	0.560		元/北	104
77	楨作治郎 (次)	0.288/ 0.288 (1) 居屋敷		0.288/ 0.288	14.256 米 4+3 7	14.544		/荒	44
78	今野松之助	0.260/ 居屋敷		0.260/	1.389 米 2+1 3	1.649		元/北	90
79	奥山与兵衛	0.198/ 豆 0.198 場 0.198		0.198/	8.215 米 0+4 豆 1+5 9	8.413	1.580/ 豆 1.580	元(中) /海	65
80	吉田新蔵	0.196/ 居屋敷		0.196/	8.164 米 2+2 4	8.360		/高	66
81	矢作専蔵	0.150/ 豆 0.150 場 0.150		0.150/	1.533 米 4+0 豆 1+0 4	1.683	0.066/ 豆 0.066	/南	89
82	奥山八兵衛	0.050/ 豆 0.050 場 0.050		0.050/	0.135 豆 1+0 1	0.185	1.515/ 豆 1.515	元(中) /海	124
83	奥山清助				2.195 豆 2+2 4	2.195		/海	85
83	奥山倉吉				9.141 米 0+1 豆 2+2 4	9.141		/海	62
83	奥山八蔵				3.813 豆 3+0 3	3.813		/海	76
83	武田小七				0.356 米 1+0 1	0.356		/南	115
83	奥山吉兵衛				0.563 米 0+2 2	0.563		/舞	103
83	小和田善太郎				0.315 米 1+0 1	0.315		/南	119
83	小和田治助				0.132 米 1+0 1	0.132			127
83	奥山清五郎				0.585 豆 1+0 1	0.585		/海	101
83	楨金次郎 (治)				0.336 米 2+0 2	0.336		元/ [南]	116
83	石井久治郎 (四)				2.515 米 2+0 2	2.515		元/ [北]	83

基礎表 A - (4)

所有 順位	氏 名	所有立附高 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町+他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町+他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 (他村数) うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営 順位
83	槇民治郎				7.516 米 1+0 1	7.516		／ [南]	69
83	金子八兵衛				0.725 米 2+0 2	0.725		／ [北]	98
83	永澤徳兵衛				0.364 米 1+0 1	0.364		／ [北]	114
83	石川太吉				16.320 米 3+5 8	16.320		／ [高]	36
83	早坂権蔵				1.008 米 1+1 2	1.008		／ [高]	95
83	槇長八				20.352 米 3+3 6	20.352		／ [高]	28
83	吉田喜助				7.671 米 2+4 6	7.671			67
83	仲野佐六				23.451 米 3+6 9	23.451		／ [高]	16
83	分銅平助				0.581 米 0+5 5	0.581			102
83	堀口吉右衛門				0.070 米 1+0 1	0.070		高／ [高]	129
83	吉田伝蔵				0.198 米 0+1 1	0.198		／ [舟]	123
83	槇七兵衛				11.420 米 2+4 6	11.420		／ [高]	52
83	井上定七				10.4885 米 3+6 9	10.4885		高／ [高]	55
83	石川文治郎 (次)				4.236 米 1+3 4	4.236		／ [高]	74
83	井上佐五兵衛				5.617 米 1+1 2	5.617		／ [高]	71
83	吉田庄助				9.532 米 1+1 2	9.532		／ [高]	57
83	吉田卯之助				0.433 米 1+0 1	0.433		／ [高]	108
83	吉田長松				0.433 米 1+0 1	0.433		／ [高]	108
83	早坂善四郎				10.650 米 1+5 6	10.650		／ [高]	54
83	吉田権太郎				14.494 米 1+1 2	14.494		／ [高]	45
83	菅原直治 (猶)				4.018 米 4+2 6	4.018		／ [高]	75
83	井上文吉				0.243 米 1+0 1	0.243		／ [高]	121
83	原田栄助 (介)				3.5445 米 1+7 8	3.5445		高／ [高]	77
83	澤茂八				0.322 米 2+0 2	0.322			118
83	吉田伝五郎				1.466 米 1+1 2	1.466		／ [高]	91
83	本木与四兵衛 (橋)				3.207 米 2+1 3	3.207		／ [高]	80
83	吉田定七				1.144 米 2+0 2	1.144		／ [高]	93
83	槇庄七				6.708 米 1+0 1	6.708		／ [高]	70
83	槇藤治郎 (次)				1.887 米 2+0 2	1.887		／ [高]	87
83	増川源七				2.370 米 1+1 2	2.370		／ [高]	84
83	小玉熊吉				0.400 米 1+0 1	0.400		／ [高]	111
83	本木権治郎 (次)				0.390 米 1+0 1	0.390		／ [高]	112
83	吉田和助				0.448 米 1+0 1	0.448		／ [高]	107
83	吉田彦七				0.823 米 1+0 1	0.823		／ [高]	96
83	吉田小市				0.212 米 1+0 1	0.212		／ [高]	122

基礎表 A - (5)

所有順位	氏名	所有立附高 ／うち他村（他村数） うち大豆立附 うち水旱損場・流作場	貸付立附高 ／うち他村 小作数：新町＋他村 人数*村数 実数	自作立附高 ／うち他村	小作立附高 地主数：新町＋他村 実数	経営立附高	「外」皆川欠引 ／うち他村 （他村数） うち大豆立附	所属組 ／屋敷 所在地	経営順位
83	石垣久太郎				0.132 米 1+0 1	0.132		／ [高]	127
83	石川与作				0.180 米 0+1 1	0.180		／ [下]	125

典拠) 明治6年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳 新町村(3冊)」(楨久右衛門家文書D1-419・420・425)

明治6年「田畑立附米小作名前其外取調書上帳 新町村(1冊)」(同家文書D1-421)

明治6年4月「今般立付取調之儀ニ付当村地内小前所持人名宛取調帳」(同家文書D1-415)

明治6年10月「高反別小前名寄帳 新町村元高関組」(同家文書D1-417)

凡例) *1 「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」と「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」を照合して検討した。両帳面ともに記載されるべき内容のうち、違いがある場合は根拠がある記載を採用した。しかし、何故違うのかの根拠が不明な場合は前者の記載を原則として採用した。

*2 数値の合計があわない箇所があるが、帳面上どの数値が誤記されているのかが特定できない場合は、各数値ともに帳面のままとした。

*3 各欄の立附高は立附米と立附大豆の合計である。ただし、内訳として大豆を表示している場合がある。

*4 「所有立附高」欄のうち、「所有立附高」とは各戸が所持している土地の立附高の合計である。「／うち他村(他村数)」には所有立附高のうち他村にある土地の立附高とそれらの土地がある他村の数を示す。「うち大豆立附」には所有立附高のうち立附が大豆である土地の立附高の合計を示す。豆 24.693 などと表示した。「うち水旱損場・流作場」には所有立附高のうち水損場・旱損場・流作場及び萱(茅)野の立附高の合計を示す。場 56.892 などと表示した。「居屋敷」と記入してあるのは、所持している土地が居屋敷のみであることを示す。

*5 屋敷地のうち借地人に貸しているのは貸付地に、それ以外の居屋敷・抱屋敷・境内地は自作地に含めた。

*6 「貸付立附高」欄のうち、「貸付立附高」とは所有立附高のなかで他人に貸し付けている土地の立附高の合計である。「／うち他村」には貸付立附高のうち他村にある土地の立附高を示す。「小作数：新町＋他村 人数*村数」には、各戸の貸付地を借地している小作人数につき新町村の土地を貸している者とは他村の土地を貸している者とはに分け、さらに立附が米の場合と大豆の場合とに分類して表示した。重複する小作人がいるので、「実数」には重複を除いた、実際の小作人数を示した。なお、小作人には借地人(借家)を含めた。各村郷蔵より堰代米を受け取る措置となった土地については貸付地に含めた。

*7 「自作立附高」欄のうち、「自作立附高」とは所有立附高のなかで自作(直作・手作)している土地の立附高の合計である。「／うち他村」には自作立附高のうち他村にある土地の立附高を表示した。

*8 「小作立附高」欄のうち、「小作立附高」とは各戸が借地し小作している土地の立附高の合計である。借家の立附高も含めた。複数の小作人が共同で小作している事例が5つあるが、その場合は小作立附高を人数で割った数値を各小作人の小作立附高とした。「地主数：新町＋他村」には借地している地主数を新町村の者と他村の者とはに分け、さらに立附が米の場合と大豆の場合とに分類して表示した。重複する地主がいるので「実数」には重複を除いた、実際の地主数を示した。

*9 「経営立附高」欄には、各戸の経営立附高(=自作立附高+小作立附高)を示した。

*10 「「外」皆川欠引」欄には、「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」で各戸の記載末尾の「外」で記載された皆川欠引とされた土地の立附高の合計を示した。皆川欠引の土地の立附高は所有立附高には含まれていない。「／うち他村(他村数)」には皆川欠引の土地のうち他村にある土地の立附高とそれらの土地がある他村の数を示した。「うち大豆立附」には皆川欠引の土地のうち立附が大豆である土地の立附高を示した。

*11 「所属組」欄には、所属組/屋敷所在地をそれぞれ示した。所属組とは各戸が所属する組を示す。組の略称は元は元組、高は高関組である。元組の所属だが最上川向の中舟渡の者は元(中)と表示した。屋敷所在地とは各戸が所持する屋敷の所在地を示す。所在地の略称の北・南・東・西・高・海・舞・舟・下は、それぞれ北屋敷・南屋敷・東屋敷・西屋敷・高関・海老鶴・舞台・舟渡・下夕である。荒は他村である荒町村高関に居屋敷を所持していることを示す。借家に住居の者は[]内に借家の所在地の略称を表示した。借家の所在地が新町としかわからない者は新と表示した。空欄は不明であることを示す。

*12 各項目ともに該当しない場合(例えば当該の立附高がない場合など)は空欄にしている。

基礎表 B 明治 6 年 (1873) 山形県村山郡新町村の地主小作関係 (内訳)・家族・職業構成

岩田浩太郎作成

所有 順位	氏 名	小作立附高	同左内訳 I	同左内訳 II	同左内訳 III	家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数	職 業 / 屋敷地番 戸主 家族 居住屋敷地番	経営 順位
		[I + II + III] 地主数: 新町 + 他村 実数	[居村地主・居村地] 新町村地主数 実数	[居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数	[他村地主・ 居村地 + 他村地] 他村地主数 実数			
1	真木長 (久右衛門改)	石 0.526 米 1+0 1	石 0.526 (100.0%) 米 1 1	石	石	12 6 6 7 3 4	仮組頭役 [里正] [長男質屋、二男農] 3 番屋敷	15
2	高橋伊左衛門 (内蔵介改)	0.395 米 1+0 1	0.395 (100.0%) 米 1 1			12 6 6 5 3 2	仮組頭役 [保正] 29 番屋敷	33
3	佐藤伝兵衛					7 3 4 4 2 2	仮組頭役 [農] [長男農] 38 番屋敷	40
4	楨源次郎 (治)	2.225 米 2+1 3	0.908 (40.8%) 米 2 2		1.317 (59.2%) 米 1 1	12 5 7 5 3 2	仮組頭役 [農] [醬油営業] [商] [長男農→保正] [二男農] 9 番屋敷	35
5	楨平太郎 (兵)					7 4 3 4 2 2	仮組頭役 [酒造兼質屋] [長男農] 24 番屋敷	51
6	楨新助					8 2 6 6 2 4	酒造 [長男農] 112 番屋敷	26
7	楨重次郎 (治)	0.475 米 1+0 1	0.363 (76.4%) 米 1 1	0.112 (23.6%) 米 1 (1) 1		8 3 5 4 2 2	仮組頭役 [絞油営業] [長男農] 4 番屋敷	31
8	楨七郎平 (兵衛)	2.106 米 0+3 3			2.106 (100.0%) 米 3 3	7 2 5 4 2 2	名主見習 [農] [長男農] 71 番屋敷	21
9	楨藤左衛門					7 2 5 5 2 3	仮組頭役 [農] 33 番屋敷	53
10	原田歳平 (才兵衛)	8.061 米 3+4 7	1.580 (19.6%) 米 2 2	1.383 (17.2%) 米 1 (1) 1	5.098 (63.2%) 米 4 4	11 6 5 5 3 2	農 石垣三四郎二男 [長男・長 男妻・孫 農] 110 番屋敷	6
11	笹井伝庵					8 5 6 6 2 4	医 [長男医] 31 番屋敷	94
12	楨新蔵	7.863 米 2+2 4	1.487 (18.9%) 米 1 1	1.580 (20.1%) 米 1 (1) 1	4.796 (61.0%) 米 2 2	11 4 7 6 4 2	農 [長男・二男・三男・長男妻・ 孫・二男妻 農] 114 番屋敷	11
13	亀井恵漢 (堀田) 長谷寺住職					1 1 0 1 1 0	十八世 42 番地所	73
14	石垣源七	3.679 米 3+2 豆 1+0 5	3.173 (86.2%) 米 2 豆 1 2	0.160 (4.3%) 米 1 (1) 1	0.346 (9.4%) 米 2 2	3 2 1 2 1 1	組頭役 [三等副戸長] [農] [長男農] 34 番屋敷	56
15	奥山太七	8.732 米 1+2 3	0.263 (3.0%) 米 1 1	4.837 (55.4%) 米 1 (2) 1	3.632 (41.6%) 米 2 2	7 3 4 6 2 4	農 [妻・長女・長男・三女 農] 85 番屋敷	13
16	石垣吉重郎 (十)	3.181 米 1+0 1	3.181 (100.0%) 米 1 1			7 3 4 7 3 4	仮組頭役 [農] 32 番屋敷	59
17	堀口 章 熊野太神	0.066 米 1+0 1	0.066 (100.0%) 米 1 1			2 1 1 2 1 1	熊野太神 [教導職試補] 73 番地所	46
18	仲野庄次郎	3.704 米 2+3 5	0.791 (21.4%) 米 2 2		2.913 (78.6%) 米 3 3	3 2 1 1 1 0	農 54 番屋敷	48
19	茨木久助	40.997 米 4+8 12	6.324 (15.4%) 米 2 2	7.279 (17.8%) 米 3 (3) 3	27.394 (66.8%) 米 8 8	9 5 4 4 2 2	農 [母・妻 農] 57 番屋敷	2
20	後藤禅透 高林寺住職					4 4 0 4 2 0	十五世 111 番地所	81
21	原田平七	13.272 米 1+8 9	0.200 (1.5%) 米 1 1		13.072 (98.5%) 米 8 8	9 3 6 6 1 5	農 [長男・長男妻 農] 74 番屋敷	32
22	原田小左衛門	26.0603 米 2+5 7		8.538 (32.8%) 米 2 (2) 2	17.5223 (67.2%) 米 5 5	6 2 4 2 1 1	農 養子原田才平四男 [長男・長男妻 農] 72 番屋敷	8
23	小和田善兵衛	7.106 米 3+0 豆 1+0 3	1.646 (23.2%) 米 3 豆 1 3	5.460 (76.8%) 米 1 (1) 1		8 4 4 6 3 3	農 [妻・長男・三男 農] 5 番屋敷	39
24	本木喜助	14.347 米 2+4 6	2.501 (17.4%) 米 2 2	0.526 (3.7%) 米 1 (1) 1	11.320 (78.9%) 米 4 4	8 4 4 5 3 2	農 [母・妻・弟 農] 102 番屋敷	20
25	石垣三四郎	33.589 米 3+7 10	9.956 (29.6%) 米 3 3	0.527 (1.6%) 米 1 (1) 1	23.106 (68.8%) 米 7 7	9 4 5 5 2 3	農 [隠居父・母・妻・ 長男・妹 農] 68 番屋敷	7
26	吉田権三郎	64.6248 米 4+8 12	13.308 (20.6%) 米 3 3	1.560 (2.4%) 米 1 (1) 1	49.7568 (77.0%) 米 8 8	9 4 5 6 3 3	農 [母・妻・弟 2 名・ 弟妻 農] 58 番屋敷	1
27	後藤五平 (兵衛)	14.830 米 4+5 9	2.265 (15.3%) 米 4 4		12.565 (84.7%) 米 5 5	6 3 3 6 3 3	農 [妻・長男・長女・ 二男・長男妻 農] 90 番屋敷	27
28	澤善太郎	26.655 米 3+5 8	12.903 (48.4%) 米 2 2	4.476 (16.8%) 米 2 (1) 2	9.276 (34.8%) 米 5 5	10 4 6 5 2 3	農 [母・妻・長女・ 二女 農] 120 番屋敷	10
29	澤重次郎 (治)	1.317 米 0+1 1			1.317 (100.0%) 米 1 1	8 4 4 8 4 4	組頭役 [商] [長男商、二男・長女・二女・三男・ 長男妻 農] 117 番屋敷	72

基礎表 B - (2)

所有順位	氏名	小作立附高 [I + II + III] 地主数：新町 + 他村 実数		同左内訳 I [居村地主・居村地] 新町村地主数 実数		同左内訳 II [居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数		同左内訳 III [他村地主・ 居村地 + 他村地] 他村地主数 実数		家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数		職 業 / 屋敷地番 戸主 家族 居住屋敷地番		経営 順位
		米	豆	米	豆	米	豆	米	豆	男	女	職業	屋敷地番	
30	佐藤勘兵衛	10.116 米 4+0 4		3.461 (34.2%) 米 3 3		6.655 (65.8%) 米 3 (3) 3				7 3 4 7 3 4	農 [妻・弟・弟妻 農]	27 番屋敷	43	
31	奥山正七 (庄)	10.678 米 0+1 豆 3+2 6		5.470 (51.2%) 豆 3 3			5.208 (48.8%) 米 1 豆 2 2			7 5 2 6 4 2	農 [妻・弟・長男・弟妻 農]	44 番屋敷	41	
32	小和田 五郎兵衛	5.414 米 2+0 2		5.414 (100.0%) 米 2 2						5 2 3 3 1 2	農 [妻農]	12 番屋敷	58	
33	延澤大祐 長楽寺住職									8 3 5 6 2 4	第十二世 [権訓導]	20 番地所	113	
34	吉田清四郎	18.568 米 3+6 9		0.227 (1.2%) 米 2 2		2.350 (12.7%) 米 1 (1) 1		15.991 (86.1%) 米 6 6		10 4 6 6 3 3	農 [妻・長男・二男・ 長女・長男妻 農]	108 番屋敷	18	
35	吉田利八	4.983 米 2+2 4		1.010 (20.3%) 米 1 1		1.432 (28.7%) 米 1 (1) 1		2.541 (51.0%) 米 2 2		5 3 2 4 2 2	農 [母・妻・弟 農]	88 番屋敷	63	
36	槇権蔵	16.503 米 1+1 豆 0+1 2		0.132 (0.8%) 米 1 1				16.371 (99.2%) 米 1 豆 1 1		5 2 3 3 1 2	農 [妻農]	65 番屋敷	29	
37	石垣与兵衛	17.148 米 2+5 7		2.880 (16.8%) 米 2 2				14.268 (83.2%) 米 5 5		6 2 4 4 2 2	農	132 番屋敷	25	
38	佐藤喜作	17.838 米 5+1 豆 3+2 9		10.829 (60.7%) 米 5 豆 3 6		1.033 (5.8%) 米 1 (2) 1		5.976 (33.5%) 米 1 豆 2 3		7 3 4 4 2 2	農 [長男・二男・長男妻・二男妻 農]	26 番屋敷	23	
39	原田甚兵衛	40.7723 米 3+7 10		9.586 (23.5%) 米 3 3				31.1863 (76.5%) 米 7 7		10 6 4 4 2 2	農 [長男・長男妻・孫 農]	78 番屋敷	5	
40	石川与吉	2.598 米 1+0 1		0.263 (10.1%) 米 1 1		2.335 (89.9%) 米 1 (1) 1				8 4 4 5 3 2	木羽職 [長男・二男 工]	40 番屋敷	82	
41	吉田利七	15.337 米 1+4 5				9.341 (60.9%) 米 1 (4) 1		5.996 (39.1%) 米 4 4		10 6 4 7 5 2	農 [隠居父・母・妻・長女・長男・ 二男・三男・四男 農]	55 番屋敷	34	
42	吉田庄蔵	25.1305 米 1+6 7				7.915 (31.5%) 米 1 (1) 1		17.2155 (68.5%) 米 6 6		7 3 4 4 2 2	農 吉田権三郎三男 [妻・長男・長男妻 農]	61 番屋敷	12	
43	吉田喜平 (兵衛)	13.669 米 0+5 5						13.669 (100.0%) 米 5 5		10 4 6 5 2 3	農 [妻・長女・長男・ 二男 農]	63 番屋敷	37	
44	早坂徳之助	6.979 米 2+1 3		5.024 (72.0%) 米 2 2				1.955 (28.0%) 米 1 1		6 4 2 3 2 1	農 [商] [古道具屋] [妻・長男 農]	17 番屋敷	61	
45	笹木与兵衛	20.491 米 2+1 豆 1+0 3		12.570 (61.3%) 米 2 豆 1 2		3.565 (17.4%) 米 1 (2) 1		4.356 (21.3%) 米 1 1		6 4 2 4 3 1	農 [長男・弟 農]	13 番屋敷	22	
46	槇新吉	31.580 米 2+7 9		4.405 (13.9%) 米 2 2		10.398 (32.9%) 米 1 (2) 1		16.777 (53.1%) 米 7 7		12 5 7 7 3 4	農 槇新蔵二男 [妻・長男・二男・ 長男妻・孫 2名 農]	115 番屋敷	9	
47	東海林彦四郎									5 2 3 4 2 2	屋根葺職	6 番屋敷	117	
48	駒込藤吉	1.817 米 2+0 2		1.817 (100.0%) 米 2 2						7 4 3 6 3 3	魚類商 [魚鳥仲買] [母商・弟商→ 魚鳥仲買、従弟商]	14 番屋敷	78	
49	井上吉五郎									7 4 3 2 1 1	表具 [長男商]	113 番屋敷	92	
50	吉田清蔵	13.775 米 3+2 豆 1+0 6		1.251 (9.1%) 米 1 豆 1 2		4.589 (33.3%) 米 2 (1) 2		7.935 (57.6%) 米 2 2		7 4 3 2 1 1	農 [母・妻 農]	36 番屋敷	42	
51	小山勘三郎 (小山田)	18.095 米 2+7 9		2.963 (16.4%) 米 1 1		1.119 (6.2%) 米 1 (1) 1		14.013 (77.4%) 米 7 7		4 2 2 2 1 1	農 [妻農]	106 番屋敷	30	
52	槇太右衛門	47.984 米 3+7 10		0.700 (1.5%) 米 1 1		5.696 (11.9%) 米 2 (5) 2		41.588 (86.7%) 米 7 7		9 5 4 4 3 1	農 [質屋] [長男・長男妻・ 孫 2名 農]	119 番屋敷	4	
53	奥山藤太郎	7.285 米 1+1 豆 2+3 5		2.284 (31.4%) 豆 2 2		2.568 (35.3%) 米 1 (1) 1		2.433 (33.4%) 米 1 豆 3 3		4 2 2 3 2 1	農 [妻・長男 農]	52 番屋敷	64	
54	原田市兵衛	23.152 米 4+8 12		3.445 (14.9%) 米 4 4				19.707 (85.1%) 米 8 8		6 2 4 3 1 2	農 [妻・長女 農]	83 番屋敷	14	
55	石垣源太郎	8.005 米 3+1 豆 2+0 5		6.820 (85.2%) 米 3 豆 2 4				1.185 (14.8%) 米 1 1		6 4 2 3 2 1	農 石垣源七二男 [妻・長男 農]	35 番屋敷	60	
56	槇利右衛門									4 3 1 2 1 1	日雇取渡世 [商]	1 番屋敷	125	
57	槇五郎蔵	22.114 米 3+5 8		6.233 (28.2%) 米 3 3		5.568 (25.2%) 米 2 (2) 2		10.313 (46.6%) 米 5 5		5 3 2 4 2 2	農 [長男・二男 農]	126 番屋敷	17	
58	吉田伝兵衛	12.687 米 1+3 4		0.244 (1.9%) 米 1 1				12.443 (98.1%) 米 1 1		4 2 2 2 1 1	農 [妻・長男 農]	91 番屋敷	47	
59	菅原善八 (七)	21.853 米 3+4 7		12.574 (57.5%) 米 3 3				9.279 (42.5%) 米 4 4		4 2 2 2 1 1	農 本木喜助四男 [妻農]	103 番屋敷	19	
60	手塚長太郎	6.650 米 1+1 2		4.938 (74.3%) 米 1 1				1.712 (25.7%) 米 1 1		8 5 3 6 3 3	農 [商] [長男・長男妻・ 孫 4名 農]	56 番屋敷	68	

基礎表 B - (3)

所有順位	氏名	小作立附高 [I + II + III] 地主数：新町+他村 実数		同左内訳 I [居村地主・居村地] 新町村地主数 実数		同左内訳 II [居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数		同左内訳 III [他村地主・ 居村地+他村地] 他村地主数 実数		家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数		職 業 / 屋敷地番 戸主 家族 居住屋敷地番		経営順位
		米	豆	米	豆	米	豆	米	豆	男	女	職業	屋敷地番	
61	土方長蔵	12.435 米 2+1 豆 1+0	3	10.065 (80.9%) 米 2 豆 1	2		2.370 (19.1%) 米 1	1	9 5 4 8 4 4		大工 [妻商・長男・二男・長女・ 三男・長男妻 農]	16 番屋敷	49	
62	吉田金蔵	19.928 米 1+4	5	1.562 (7.8%) 米 1	1		18.366 (92.2%) 米 4	4	10 5 5 7 2 5		農 [妻・長男・二男・長女・ 長男妻・二男妻 農]	69 番屋敷	24	
63	楨嘉左衛門	1.165 米 1+1	2	0.132 (11.3%) 米 1	1		1.033 (88.7%) 米 1	1	8 4 4 5 2 3		大工 [長男工]	25 番屋敷	88	
64	原田佐吉 (栄吉)								5 3 2 4 2 2		農 [妻・妹・弟 農]	79 番屋敷	99	
65	堀口義助 (儀介)	1.448 米 1+0	1	1.448 (100.0%) 米 1	1				6 4 2 5 4 1		日雇取渡世 [雑業] [妻・ 長男・二男・三男 農]	70 番屋敷	86	
66	楨友次郎 (治)	15.033 米 2+0 豆 2+0	3	15.033 (100.0%) 米 2 豆 2	3				3 2 1 3 2 1		農 [妻・長男・次男 農]	15 番屋敷	38	
67	石垣重助	11.648 米 2+2	4	1.185 (10.2%) 米 1	1	5.663 (48.6%) 米 1 (2)	1	4.800 (41.2%) 米 2	2	3 1 2 2 1 1		農 [妻農]	105 番屋敷	50
68	吉田弥惣治 (二)								4 2 2 4 2 2		農[雑業][洗湯屋] 吉田伝五郎二男 [妻・長男・長女 農]	101 番屋敷	105	
69	高梨利助	0.263 米 1+0	1	0.263 (100.0%) 米 1	1				10 3 7 8 3 5		魚類商 [魚鳥仲買] [長男商]	8 番屋敷	97	
70	奥山権八	51.362 米 0+7 豆 4+9	18	11.287 (22.0%) 豆 4	4		40.075 (78.0%) 米 7 豆 9	14	13 7 5 7 3 4		農 [妻・長男・二男・長男妻・孫・孫 妻・二男妻 農]	46 番屋敷	3	
71	鈴木平兵衛								3 2 1 2 1 1		下駄打職 [妻農]	60 番屋敷	110	
72	吉田勘助 (介)	2.765 米 1+2	3			1.514 (54.8%) 米 1 (1)	1	1.251 (45.2%) 米 2	2	6 3 3 5 2 3		屋根葺 [妻・長女・長男 農]	84 番屋敷	79
73	吉田利助	0.448 米 1+0	1	0.448 (屋敷のみ) 米 1	1				2 1 1 2 1 1		日雇取渡世 [煮売屋] [妻農]	122 番屋敷	106	
74	石山庄次郎 (治)	0.263 米 1+0	1	0.263 (100.0%) 米 1	1				6 4 2 3 2 1		大工	19 番屋敷	100	
75	松田彦右衛門								2 1 1 2 1 1		下駄打職	2 番屋敷	120	
76	斎藤半兵衛	0.263 米 1+0	1	0.263 (100.0%) 米 1	1				3 2 1 2 1 1		農 [雑業] [魚鳥仲買]	30 番屋敷	104	
77	楨作治郎 (次)	14.256 米 4+3	7	0.962 (6.7%) 米 2	2	9.284 (65.1%) 米 3 (2)	3	4.010 (28.1%) 米 3	3	5 3 2 4 2 2		農 [妻・長男・妹 農]	125 番屋敷	44
78	今野松之助	1.389 米 2+1	3	0.263 (18.9%) 米 1	1	0.073 (5.3%) 米 1 (1)	1	1.053 (75.8%) 米 1	1	4 2 2 2 1 1		農 [雇人] [雑業]	37 番屋敷	90
79	奥山与兵衛	8.215 米 0+4 豆 1+5	9	0.092 (1.1%) 豆 1	1			8.123 (98.9%) 米 4 豆 5	8	7 5 2 5 3 2		農 [妻・長男・二男・長女・三男 農]	45 番屋敷	65
80	吉田新蔵	8.164 米 2+2	4	2.830 (34.7%) 米 2	2			5.334 (65.3%) 米 2	2	5 3 2 3 2 1		日雇取渡世 [雑業] [妻・長男 農]	81 番屋敷	66
81	矢作専蔵	1.533 米 4+0 豆 1+0	4	0.612 (39.9%) 米 2 豆 1	3	0.921 (60.1%) 米 2 (1)	2		7 2 5 5 2 3		農 [小間物屋] [長男・長男妻 農]	21 番屋敷	89	
82	奥山八兵衛	0.135 豆 1+0	1	0.135 (100.0%) 豆 1	1				7 3 4 2 1 1		農 [妻農]	49 番屋敷	124	
83	奥山清助	2.195 豆 2+2	4	1.152 (52.5%) 豆 2	2			1.043 (47.5%) 豆 2	2	4 1 3 2 1 1		農 [妻農]	48 番屋敷	85
83	奥山倉吉	9.141 米 0+1 豆 2+2	4	1.115 (12.2%) 豆 2	2			8.026 (87.8%) 米 1 豆 2	2	7 4 3 4 1 3		農 奥山権八二男 [妻・長女・二女 農]	50 番屋敷	62
83	奥山八蔵	3.813 豆 3+0	3	3.813 (100.0%) 豆 3	3				8 6 2 4 3 1		農 [妻・長男・二男・ 三男 農]	47 番屋敷	76	
83	武田小七	0.356 米 1+0	1	0.356 (屋敷のみ) 米 1	1				7 4 3 3 2 1		魚類商 [五十集引商] [雑業] [商] [長男農→商、二男農]	23 番屋敷	115	
83	奥山吉兵衛	0.563 米 0+2	2					0.563 (100.0%) 米 2	2	2 1 1 1 0 1		農 後家	51 番屋敷	103
83	小和田善太郎	0.315 米 1+0	1			0.315 (屋敷のみ) 米 1 (1)	1		3 1 2 2 1 1		糶渡世 [糶屋]	41 番屋敷	119	
83	小和田治助	0.132 米 1+0	1	0.132 (100.0%) 米 1	1				4 2 2 3 2 1		魚類商 [雑業]	10 番屋敷	127	
83	奥山清五郎	0.585 豆 1+0	1	0.585 (100.0%) 豆 1	1				9 3 6 7 2 5		農 [妻・長男・ 長男妻・二女 農]	43 番屋敷	101	
83	楨金次郎 (治)	0.336 米 2+0	2	0.336 (100.0%) 米 2	2				5 3 2 5 3 2		草履造 [五十集引商] [商]	7 番屋敷	116	
83	石井久治郎 (四)	2.515 米 2+0	2	2.515 (100.0%) 米 2	2				6 1 5 4 1 3		農 [雇人] [雑業] [妻・長男 農]	22 番屋敷	83	

基礎表 B - (4)

所有順位	氏名	小作立附高 [I + II + III] 地主数：新町 + 他村 実数		同左内訳 I [居村地主・居村地] 新町村地主数 実数		同左内訳 II [居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数		同左内訳 III [他村地主・ 居村地 + 他村地] 他村地主数 実数		家族構成 合 男 女 計 数 数 うち成人数		職 業 / 屋敷地番 戸主 家族 居住屋敷地番		経営 順位
		米	+	米	(%)	米	(%)	米	(%)	男	女	職業	番	
83	楨民治郎	7.516	1	7.516 (100.0%)	1				8 5 3	2 1 1	蠟燭商 [小間物屋]	楨久右衛門二男 [長男農]	39 番屋敷	69
83	金子八兵衛	0.725	2	0.725 (100.0%)	2				2 2 0	2 2 0	農 [雇人] [雑業]	[長男農→雑業]	18 番屋敷	98
83	永澤徳兵衛	0.364	1	0.364 (屋敷のみ)	1				4 2 2	3 2 1	大工	[隠居父商]	28 番屋敷	114
83	石川太吉	16.320	8	1.969 (12.1%)	2	2.735 (16.8%)	1	11.616 (71.2%)	7 1 6	3 1 2	農	[母・妻・養子 農]	76 番屋敷	36
83	早坂権蔵	1.008	2	0.389 (38.6%)	1			0.619 (61.4%)	3 1 2	3 1 2	農 早坂善四郎二男	[妻農]	82 番屋敷	95
83	楨長八	20.352	6	3.014 (14.8%)	2	15.915 (78.2%)	2	1.423 (7.0%)	4 2 2	4 2 2	農	[妻・長男・二女 農]	121 番屋敷	28
83	吉田喜助	7.671	6	3.265 (42.6%)	2			4.406 (57.4%)	6 3 3	4 2 2	屋根葺	[妻・長男・長男妻 農]	86 番屋敷	67
83	仲野佐六	23.451	9	12.219 (52.1%)	3	2.148 (9.2%)	1	9.084 (38.7%)	4 2 2	3 2 1	農	[母・長男 農]	64 番屋敷	16
83	分銅平助	0.581	5					0.581 (100.0%)	5 1 4	4 1 3	農 [荷問屋]	[長女農]	129 番屋敷	102
83	堀口吉右衛門	0.070	1	0.070 (屋敷のみ)	1				5 3 2	2 1 1	日雇取渡世	[妻・長男 農]	62 番屋敷	129
83	吉田伝蔵	0.198	1					0.198 (屋敷のみ)	6 3 3	5 3 2	渡船渡世 [日雇渡世] [雑業]	[長男・二男 農]	130 番屋敷	123
83	楨七兵衛	11.420	6	2.229 (19.5%)	1	0.368 (3.2%)	1	8.823 (77.3%)	9 4 5	6 3 3	農	[妻・長男・長女・長男妻 農]	107 番屋敷	52
83	井上定七	10.4885	9	5.441 (51.9%)	3			5.0475 (48.1%)	3 1 2	3 1 2	農 澤善太郎四男	[母・妻 農]	75 番屋敷	55
83	石川文治郎 (次)	4.236	4	0.550 (13.0%)	1			3.686 (87.0%)	6 2 1	4 2 2	日雇取渡世 [雑業]	[妻・長女・長男 農]	89 番屋敷	74
83	井上佐五兵衛	5.617	2	0.527 (9.4%)	1			5.090 (90.6%)	4 1 3	4 1 3	農	[妻・長女・二女 農]	98 番屋敷	71
83	吉田庄助	9.532	2	9.137 (95.9%)	1			0.395 (4.1%)	6 2 4	4 2 2	農	[母・妻・弟 農]	124 番屋敷	57
83	吉田卯之助	0.433	1	0.433 (屋敷のみ)	1				4 2 2	3 2 1	屋根葺	[妻農、長男工→鍛冶]	100 番屋敷	108
83	吉田長松	0.433	1	0.433 (屋敷のみ)	1				5 3 2	5 3 2	日雇取渡世 [雑業]	[妻農、長男農→鍛冶、二男農→石工]	99 番屋敷	108
83	早坂善四郎	10.650	6	0.158 (1.5%)	1			10.492 (98.5%)	6 3 3	4 2 2	農 [牛馬売買渡世]	[妻・長男・孫 農]	80 番屋敷	54
83	吉田権太郎	14.494	2	0.471 (3.2%)	1			14.023 (96.8%)	5 3 2	3 2 1	農	[妻・長男 農]	87 番屋敷	45
83	菅原直治 (猶)	4.018	6	1.975 (49.2%)	1	1.449 (36.1%)	3	0.594 (14.8%)	7 4 3	5 3 2	農	[妻・長男・二男 農]	118 番屋敷	75
83	井上文吉	0.243	1					0.243 (屋敷のみ)	5 1 4	3 1 2	日雇取渡世 [商]	[妻・妹 農]	116 番屋敷	121
83	原田栄助 (介)	3.5445	8	0.264 (7.4%)	1			3.2805 (92.6%)	7 5 2	5 3 2	農 茨木久助三男	[妻・長男・二男・三男・長男妻 農]	77 番屋敷	77
83	澤茂八	0.322	2	0.322 (100.0%)	2				4 3 1	3 2 1	屋根葺	[母農]	92 番屋敷	118
83	吉田伝五郎	1.466	2	0.676 (46.1%)	1			0.790 (53.9%)	7 5 2	5 3 2	屋根葺	[長男商、妻・次女・二男・三男 農]	94 番屋敷	91
83	本木与四兵衛 (橋)	3.207	3	2.417 (75.4%)	2			0.790 (24.6%)	4 2 2	2 1 1	屋根葺 [農]	[母・長男・長男妻 農]	93 番屋敷	80
83	吉田定七	1.144	2			1.144 (100.0%)	2		6 4 2	5 3 2	木羽職	[妻・長男妻 農、長男工、二男工→木羽職]	109 番屋敷	93
83	楨庄七	6.708	1	6.708 (100.0%)	1				7 3 4	6 3 3	農	[兄工、母・妻・弟・妹 農]	59 番屋敷	70
83	楨藤治郎 (次)	1.887	2	1.887 (100.0%)	2				8 6 2	8 6 2	大工 [長男・三男 工、妻・二男・長女・四男 農、五男農→塗師]		67 番屋敷	87
83	増川源七	2.370	2	0.526 (22.2%)	1			1.844 (77.8%)	6 3 3	2 1 1	屋根葺	[妻・長女・長男 農]	95 番屋敷	84
83	小玉熊吉	0.400	1	0.400 (屋敷のみ)	1				2 1 1	2 1 1	日雇取渡世 [雑業]		128 番屋敷	111
83	本木権治郎 (次)	0.390	1	0.390 (屋敷のみ)	1				3 2 1	2 1 1	大工 本木喜助三男	[長男工]	96 番屋敷	112
83	吉田和助	0.448	1	0.448 (屋敷のみ)	1				(吉田庄助弟。壬申戸籍では吉田庄助家の戸籍に含まれて記入されている。[農])					107
83	吉田彦七	0.823	1	0.823 (100.0%)	1				5 2 3	2 1 2	木羽職	[長男工→木羽職、妻・長女 農]	97 番屋敷	96
83	吉田小市	0.212	1	0.212 (屋敷のみ)	1				6 3 3	4 2 2	日雇取渡世 [雑業]	[母・妻 農、弟日雇人]	66 番屋敷	122

基礎表 B - (5)

所有順位	氏名	小作立附高	同左内訳 I	同左内訳 II	同左内訳 III	家族構成	職業 / 屋敷地番	経営順位
		[I + II + III] 地主数：新町 + 他村 実数	[居村地主・居村地] 新町村地主数 実数	[居村地主・他村地] 新町村地主数(他村数) 実数	[他村地主・ 居村地 + 他村地] 他村地主数 実数	合計 男 女 数 数 うち成人数	戸主 家族 居住屋敷地番	
83	石垣久太郎	0.132 米 1+0 1	0.132 (屋敷のみ) 米 1 1			5 3 2 3 2 1	日雇取渡世 [農] [妻・長男・二男 農] 104 番屋敷	127
83	石川与作	0.180 米 0+1 1			0.180 (100.0%) 米 1 1	4 3 1 2 1 1	渡船渡世 [日雇渡世] [雑業] 131 番屋敷	125

典拠) 明治 6 年「田畑立附米地主名前其外取調書上帳 新町村 (3 冊)」(楨久右衛門家文書 D 1-419・420・425)

明治 6 年「田畑立附米小作名前其外取調書上帳 新町村 (1 冊)」(同家文書 D 1-421)

明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村之一」(同家文書 C 1-169)

明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村二」(同家文書 C 1-168)

凡例) *1 各欄の立附高は立附米と立附大豆の合計である。

*2 「小作立附高」欄には、各戸が借地し小作している土地の立附高の合計を示した。「地主数：新町 + 他村」「実数」の記載内容を含めて、この欄のデータは基礎表 A の同欄と同じである。

*3 複数の小作人が共同で小作している事例が 5 つあるが、立附米を人数で割った数値を各小作人の立附米に加算した。

*4 「同左内訳 I ~ III」欄には、各戸の小作立附高の内訳を示した。各戸の小作立附高のうち、地主・小作地ともに所属村が居村である場合を I に、地主が居村の者で小作地が他村の土地である場合を II に、地主が他村の者である場合を III に、それぞれの小作地の立附高を示した。「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」の史料上の性格から、地主が他村の者である場合には小作地の所属村が特定できないため、III の欄では居村と他村の区別をすることができないため各戸の立附高は居村の小作地と他村の小作地の各立附高の合計からなる。「同左内訳 I ~ III」欄の「新町村地主数」「他村地主数」は各戸が借地しているそれぞれの地主数を立附が米の場合と大豆の場合とに分類して表示した。重複する地主がいるので「実数」には重複を省いた、実際の地主数を示した。II の欄の「(他村数)」には小作地がある他村の村数を示した。また、各戸の小作立附高合計に占める I ~ III の % を I ~ III 欄に () でそれぞれ示した。

*5 「家族構成」欄には、明治 5 年壬申戸籍の記載により、各戸の人数を合計とその内訳 (男女別・成人) につき表示した。成人は年齢 15 ~ 60 歳とした。

*6 「職業 / 屋敷地番」欄には、明治 5 年壬申戸籍の記載により、各戸の職業と居住している屋敷 (寺社の場合は地所) の地番を示した。職業のうち、戸主については、まず壬申戸籍作成時に最初に墨書された、明治 5 年当時の戸主の職業を示し、その後 [] 内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある戸についてはその職業を記した。家族については、壬申戸籍作成時に墨書された職業記載はなく、[] 内に、後筆の朱書きで書かれた職業がある者についてはその職業を記した。家族の別がわかるように、[妻農] [長男商] のように、戸主との続柄 (妻・長男など) を職業の前に付記した。[妻・長男・二男 農] とあるのは、妻・長男・二男の職業がいずれも農であることを示す。[長男農 → 保正] とあるのは、長男の職業記載 (朱書き) が農であったのが保正に変更されているケースを示す。職業に関する後筆の朱書きは明治 7 年頃に書かれたと推測される。明治 5 年から 7 年の間に家族数の変化がある戸の場合、[] の記載から判明する家族構成と「家族構成」欄の内容が食い違うケースがある。また、壬申戸籍には一部の者につき家出・寄留などの記載があり、明治 6 年の前に家出・寄留している家族がいる戸も確認できるが、戻ってきているケースもあり、また帰家の時期が特定できない事例もあるため、本表では家出・寄留とされた者も一応「家族構成」欄の家族数に含めている。

*7 「所有順位」「氏名」「経営順位」の各欄は基礎表 A と同じである。

*8 土地所持をしておらず且つ小作もしていない戸は「田畑立附米地主名前其外取調書上帳」「田畑立附米小作名前其外取調書上帳」には書き上げられないが、壬申戸籍には記載されている。それらの戸のうち、壬申戸籍の記載を精査し明治 6 年段階で居住が確認できる戸につき以下の付表に掲示した。付表の各欄は基礎表 B と同様である。明治 6 年新町村の全戸の考察をおこなう場合には、以下の戸も含めた考察をすべきである。

(付表)

83	小和田駒太郎					2 1 1 2 1 1	草履商 [雑業] 小和田治助二男 11 番屋敷	130
83	工藤留吉					2 1 1 2 1 1	髪結職 53 番屋敷 (惣作所持地)	130
83	仲野庄作					1 1 0 1 1 0	日雇取渡世 [農] 仲野庄次郎二男 123 番屋敷	130
83	井上小助 (後家たつ)					1 0 1 0 0 0	日雇取渡世 [煮売屋] 井上小助明 治 5 年 11 月死去 127 番屋敷	130

典拠) 明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村之一」(同家文書 C 1-169)

明治 5 年 4 月「山形県管轄第廿六区戸籍 新町村二」(同家文書 C 1-168)

Examination of Basic Data Relating to the Agricultural Structure at the Time of the Land Tax Reform

- The Murayama Area of Yamagata Prefecture as a Case Example -

IWATA Kotaro

(Professor, History & Culture, Cultural Systems Course)

The Yamagata prefectural government conducted a survey of farm land in farming villages in 1873 with the aim of establishing land values. In the survey, records were made of the location, type of land use, grade, owner, cultivator, amount of tenant farmer rent and other details of each plot of land. These records still remain in villages in the Murayama area. Examining them makes it possible to readily determine the extent of land ownership by each farmer, scale of cultivation, parties who had formed relationships of land owners and tenant farmers in the letting and renting of land, the amount of tenant farmer rents, their social standing among farmers and other information. However, there has been virtually no research to date that makes use of the records. In this research, I analyze recently discovered records in Shinmachi village in Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata Prefecture, and discuss basic data relating to the agricultural structure in Shinmachi village.